

審査意見への対応を記載した書類（6月）（資料）

審査意見への対応を記載した書類 資料一覧

資料番号	資料名	資料項数
資料 1	授業科目の概要	3～24
資料 2	博士後期課程 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、 授業科目、アドミッション・ポリシー関係図	25～26
資料 3	基本計画書・教育課程等の概要	27～31
資料 4	シラバス <ul style="list-style-type: none"> ■基礎科目 <ul style="list-style-type: none"> ・看護科学研究論 ・理論看護学 ・看護倫理学 ・看護システム開発学 ■専門科目 <ul style="list-style-type: none"> ・看護ケア実践開発科学特講 ・看護教育学特講 ・高度実践看護学特講 ・生活支援看護学特講 ■研究科目 <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究Ⅰ ・特別研究Ⅱ ・特別研究Ⅲ 	32～53

【審査意見以外への対応を記載した書類】

資料番号	資料名	資料項数
資料 5	兵庫医科大学大学院看護学研究科博士後期課程 学位論文審査に関する内規（案）	54～55
資料 6	兵庫医科大学大学院学則（案）	56～72
資料 7	兵庫医科大学大学院学則 変更部分の新旧対照表	73～81
資料 8	兵庫医科大学学位規程（案）	82～90
資料 9	兵庫医科大学大学院看護学研究科履修規程（案）	91～93
資料 10	兵庫医科大学大学院長期履修規程（案）	94～99
資料 11	兵庫医科大学大学院看護学研究科研究指導に関する申し合わせ	100～101
資料 12	兵庫医科大学大学院看護学研究科早期修了に関する規程（案）	102～103
資料 13	兵庫医科大学大学院看護学研究科学位論文審査基準	104～105
資料 14	修士課程（博士前期課程）科目と博士後期課程科目の関連図	106
資料 15	学生確保（資料） 別紙 2 既設学科等の学生募集のための P R 活動の過去の実績	107

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
基礎科目	看護科学研究論		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 看護研究を実施するために必要な概念及び基本的知識、研究手法を学び、EBN (Evidence Based Nursing) に基づいた看護実践を促進できる研究能力を養う。</p> <p>①看護研究を行う上で必要となる研究方法の基本的知識について学修する。 ②看護研究の具体的なプロセスと研究方法について学修する。 ③理論的根拠に基づいた看護実践の意義と研究課題に基づいた研究推進について学修する。</p> <p>■授業科目の概要 高度な研究能力を育成し、グローバルレベルで看護の理論や実践における新たな知見を獲得するための重要な科目で、以下の内容を含むものとする。</p> <p>1) 研究デザインと方法論：看護研究の基本的な設計や方法論について学ぶ。 定量的・定性的手法の選択や実施方法、データ収集、分析技術などを含む。 (第1-13回)</p> <p>2) 倫理とリーダーシップ：研究倫理やコミュニケーションスキルを通して、看護研究者としての倫理的責任やリーダーシップの重要性について習熟する。 (第14回)</p> <p>3) 学術論文執筆スキルの向上：学術的な論文執筆スキル向上のために、文献レビュー、論文構成、国際的・学際的な場における研究発表技術について習熟する。 (第15回)</p> <p>(① 今野理恵/2回) 第12・13回：今野 Review 研究 (質的・メタアナリシス) の方法と論文作成 質的Review研究：概要・方法・論文作成 メタアナリシス：概要・方法・論文作成</p> <p>(④ 神崎初美/10回) 第1回：神崎 リサーチクエスションの設定と組み立て トピックの特定・背景の調査・研究目的の明確化・リサーチクエスションの設定・クエスションを組み立てる。 第2回：神崎 系統的文献検索手法と実践 問いの明確化・データベースの選定・検索戦略の構築・文献の選定・文献の評価・結果を分析する。 第3回：神崎 概念枠組み開発 概念分析に関する論文レビュー (概念の選定・文献レビュー・概念定義と要素の識別・関連する概念の探求・枠組みの構築)</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
			<p>第4・5回：神崎 尺度開発とモデル構築（確証的因子分析） 尺度開発：概念の定義可・項目の選定・信頼性や妥当性の検証 モデル構築：仮説の構築・データ収集と分析を行う。</p> <p>第6回：神崎 質的研究デザインの理解 質的研究の基礎理論・研究デザインの選択・データ収集方法の理解・分析手法の習得・信頼性と妥当性の確保について学修する。</p> <p>第10・11回：神崎 介入研究 介入研究の基本概念・介入の設計と計画・介入の実施と管理・データ収集と評価・結果の解釈と報告について学修する。</p> <p>第14回：神崎 研究倫理 患者や被験者の権利・倫理委員会の承認・データの適切な取り扱い・バイアスや利益相反の管理・研究チームのリーダーシップ・結果の公正な報告とオーサーシップについて学修する。</p> <p>第15回：神崎 論文執筆と投稿 論文の構造と論理展開・論文執筆における効果的な表現方法・学術雑誌の選択基準と投稿要領・ピアレビューとそのプロセス・論文の修正と改善のプロセスについて学修する。</p> <p>(⑫ 藤本 浩一／3回)</p> <p>第7回：藤本 統計学的方法の理解 基本的統計学の理解・統計的手法の適用・統計ソフトウェアの利用・統計結果の解釈・統計的な論文の読解について学修する。</p> <p>第8・9回：藤本 量的研究デザインと適応、分析の理解 基本的な量的研究の概念・量的研究のデザイン・変数の測定と分析・統計的手法の理解・信頼性と妥当性の確保について学修する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
基礎科目	理論看護学		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 研究を行う基盤として、またグローバルかつ学際的な視点から看護学の発展に寄与できる能力を修得するために、既存の看護理論についての知識を踏まえ、理論の開発手法(概念分析含む)や研究及び臨床での理論の活用方法について発展的に学修する。</p> <p>■授業科目の概要 看護理論の背景にある哲学を踏まえ、看護学及び看護における知や看護理論の成り立ちや構造を学び、興味関心のある現象について概念分析を行い、看護理論の分析・評価を行う。 (㉗ 鈴木みゆき・㉘ 鈴木志津枝) (共同)</p> <p>第1回： 看護の知・看護理論の成り立ちや構造、理論の基盤となる哲学について学修する。</p> <p>第2回： グローバルかつ学際的な視点から理論開発の動向を知り、理論の分析・評価を行う。</p> <p>第3回： 概念分析の手法と実際について学修する。</p> <p>第4回： 概念分析：国内外の研究事例を参照し、自身の興味・関心のある現象・概念の選定・手法の決定について学修する。</p> <p>第5回： 概念分析：概念についての対象論文の概観について学修する。</p> <p>第6回： 概念分析：手法にあった結果の提示について学修する。</p> <p>第7回： 看護理論の活用可能性の評価、及び看護実践、研究、教育の場における理論教育について学修する。</p> <p>第8回： 概念分析の発表・まとめ</p>	<p>共同</p> <p>講義 8時間 演習 8時間</p>

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
基礎科目	看護倫理学		(概要) ■授業科目の目的 ①生命倫理学・看護倫理学をもとに看護学の研究者に必要な倫理的課題をグローバルかつ学際的な視点から探求する能力を修得する。 ②各研究領域での国内外の倫理的課題と研究方法について探求する能力を修得する。 ③研究の遂行に必要な研究倫理について考察し、研究計画書の倫理的配慮、同意書など研究に必要な倫理的課題を明確にした研究計画を策定できる。 ■授業科目の概要 ①看護学を科学的に探究するために求められる倫理的基盤を養い、看護研究を開発し発展させるために取り組むべき国内外の倫理的課題を明確にし、その対処方法を開発する。 ②看護学の発展に必要な研究の遂行において各研究領域における倫理的課題を抽出・分析し、対応するための能力を修得する。 (③ 森一恵・⑭ 加藤泰子/8回) 第1回：森・加藤 グローバルかつ学際的な視点から看護学の発展のための科学者としての倫理的視点を考察する。 ・受講者のこれまでの研究における倫理的課題。 ・受講者の専門領域における研究倫理に関する課題。 第2回：森・加藤 科学及び看護学における倫理的視点と人権の擁護について 研究者の倫理と研究倫理に関する指針について 第3回：森・加藤 倫理学の基礎：規範倫理学、記述倫理学、倫理原則など 看護学における倫理の概念：パターンリズム、ジレンマ、ケアの倫理についての国内外の倫理的課題 第4回：森・加藤 応用倫理学：生命倫理、医療倫理、職業規範、研究倫理など 応用倫理学における倫理の概念：メタ倫理学、科学技術の倫理、ハラスメントについての国内外の倫理的課題 第5回：森・加藤 看護倫理の基礎 医学・看護学における倫理の変遷と看護職の倫理的責任 第6回：森・加藤 研究倫理の変遷 看護研究における倫理的課題：研究デザインと倫理的課題 第7回：森・加藤 研究倫理審査体制：多職種による倫理審査のありかた 第8回：森・加藤 教育・研究機関における倫理教育について 臨床・実践機関における倫理教育について	講義 8時間 演習 8時間

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			(10 澤井英明/1回) 第7回: 澤井 研究倫理審査体制: 多職種による倫理審査のありか たについて学修する。 (15 石田絵美子/1回) 第3回: 石田 倫理学の基礎: 規範倫理学、記述倫理学、倫理原則 などについて学修する。 看護学における倫理の概念: パターナリズム、ジレ ンマ、ケアの倫理についての国内外の倫理的課題 について学修する。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
基礎科目	看護システム開発学		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 看護実践の質向上に寄与する新たな看護システムを開発・変革するためのビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術の活用について、必要な概念及び基本的知識、研究手法を学び、EBN (Evidence Based Nursing) に基づいた看護実践を促進できる研究能力を養う。</p> <p>■授業科目の概要 看護実践の質向上、EBNの実装に寄与する新たな看護システムを開発・変革するための具体的手法について学修する。 従来の手法にとらわれない、革新的なシステム開発や変革の方略として、ビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術の活用について学修し、看護システムの開発やEBNに根ざした看護実践に活かす手法を修得する。また、効果及び効率的に看護システムを変革していくために、修士課程(博士前期課程)での看護管理論や看護政策論、倫理学の知識を踏まえ、Society 5.0における看護システムの創造、変革のありようについて、グローバルかつ学際的な視点から検討する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(⑬ 井上正隆/3回)</p> <p>第1回：井上 様々なデジタル技術の概要と仕組み、EBNに根ざした看護学と理工学の協働 看護システムへの応用、EBNの実装を念頭に、様々なデジタル技術をその技術が持つ特性に焦点を当て、「繋がり、感知、計測する技術」、「データを蓄積し活用する技術」、「仮想現実を作る技術」、「人間の動きを代替、補助する技術」に分け、その概要と仕組みを理解する。</p> <p>第2回：井上 システム開発論 システムとは何か、システムとサブシステムの関係、システム開発の実際について学修し、システム開発の基盤となる思考過程を修得する。</p> <p>第8回：井上 Society 5.0における看護システムの変革の提案 学生が、学修したデジタル技術を用いて、看護実践の質向上、EBNの実装に寄与する。 新たなシステム提案を行い、学修内容を共有する。</p> <p>(⑰ 石川 洋子/1回)</p> <p>第7回：石川 Society 5.0の哲学と倫理 Society 5.0時代の哲学と倫理について学修し、看護学への応用を検討する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
			<p>(19) 山田覚／3回)</p> <p>第1回：山田 様々なデジタル技術の概要と仕組み、EBNに根ざした看護学と理工学の協働 看護システムへの応用、EBNの実装を念頭に、様々なデジタル技術とその技術が持つ特性に焦点を当て、「繋がり、感知、計測する技術」、「データを蓄積し活用する技術」、「仮想現実を作る技術」、「人間の動きを代替、補助する技術」に分け、その概要と仕組みを理解する。</p> <p>第2回：山田 システム開発論 システムとは何か、システムとサブシステムの関係、システム開発の実際について学修し、システム開発の基盤となる思考過程を修得する。</p> <p>第8回：山田 Society 5.0における看護システムの変革の提案 学生が、学修したデジタル技術を用いて、看護実践の質向上、EBNの実装に寄与する。新たなシステム提案を行い、学修を共有する。</p> <p>(20) 敷田幹文／1回)</p> <p>第3回：敷田 繋がり、感知、計測する技術（センシングとIoT） ICT、センサリングとIoTの組み合わせによる現象の数量化についてその仕組みを学修し、看護学への応用を検討する。</p> <p>(21) 藤井誠／1回)</p> <p>第4回：藤井 データを蓄積し活用する技術（ビックデータ、深層学習） NDPなどのビックデータを集積、分析する意義とその分析手法に関わる深層学習について学修し、看護学への応用を検討する。</p> <p>(22) 仁木一順／1回)</p> <p>第5回：仁木 仮想現実を作る技術（VR、AR、メタバース） デジタル技術を用いた現実世界を再現する技術とその拡張可能性について学修し、看護学への応用を検討する。（できれば実例が良い）</p> <p>(23) 中澤篤志／1回)</p> <p>第6回：中澤 人間の動きを代替、補助する技術（ロボティクス） 現実世界で人間の動きを代替、補助する技術としてのロボティクスについて学修し、看護学への応用を検討する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	看護ケア実践開発 科学特講		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的、 グローバルかつ学際的な視点から看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における課題を探求し、理論的、実践的に探究する。</p> <p>■授業科目の概要 看護学領域と周辺学問領域の諸理論を学修し、国内外の研究についてクリティークを行う。 諸理論や国内外の研究並びにディスカッションを通して、看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における諸課題を分析し解決するための方略について考察する。</p> <p>(② 土田敏恵/7回)</p> <p>第1回・2回：土田 グローバルな視点から看護の知の構造における歴史の変遷と理論的基盤について学修する。</p> <p>第3回：土田 学際的研究の視点から看護の実践知と実践知研究について学修する。</p> <p>第4回：土田 看護技術と看護ケアの開発に関する研究の理論的視座について学修する。</p> <p>第6回：土田 国内外の研究事例の紹介を通して看護ケアの疫学的検証に関する課題について学修する。</p> <p>第7回：土田 看護技術と看護ケアの開発における国内外の課題、その背景や影響する要因分析について学修する。</p> <p>第8回：土田 Implementation Scienceを紹介し、看護技術と看護ケアの臨床実践現場への実装を通して発信・変革・教育について学修する。</p> <p>(⑦ 鈴木みゆき/7回)</p> <p>第1回・2回：鈴木 グローバルな視点から看護の知の構造における歴史の変遷と理論的基盤について学修する。</p> <p>第3回：鈴木 学際的研究の視点から看護の実践知と実践知研究について学修する。</p> <p>第4回：鈴木 看護技術と看護ケアの開発に関する研究の理論的視座について学修する。</p> <p>第5回：鈴木 国内外の研究事例の紹介を通して看護技術の生理学的検証に関する課題について学修する。</p> <p>第7回：鈴木 看護技術と看護ケアの開発における国内外の課題、その背景や影響する要因分析について学修する</p> <p>第8回：鈴木 Implementation Scienceを紹介し、看護技術と看護ケアの臨床実践現場への実装を通して発信・変革・教育について学修する。</p>	<p>講義 8時間 演習 8時間</p>

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	看護教育学特講		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 看護教育における研究課題と方法論をグローバル、かつ学際的な視点から検討・探求することで、エビデンスと実践を有機的に繋ぐための研究方法論の生成やモデル構築を目指す。</p> <p>■授業科目の概要 看護学教育実践における諸理論や主要概念について国内外の実践上、研究上の動向を検証する。看護学教育における諸課題を分析し解決するための方略について考察する。</p> <p>(① 前川幸子/全8回)</p> <p>第1回・2回：前川 教育 - 学習における歴史的変遷と理論的哲学的基盤について学修する。</p> <p>第3回：前川 教育実践に関する研究の理論的視座について学修する。</p> <p>第4回：前川 看護実践現場における教育的課題について学修する。</p> <p>第5回：前川 看護教育実践と反省的実践について学修する。</p> <p>第6回：前川 看護教育実践における研究課題と研究方法論の生成について学修する。</p> <p>第7回：前川 看護教育実践の基盤となる概念枠組みと主要理論の概観について学修する。</p> <p>第8回：前川 研究計画書の作成に向けた予備的検討について学修する。</p>	<p>講義 8時間 演習 8時間</p>

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	政策・管理 看護学特講		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 質の高い看護サービスの提供を可能とする組織とシステムのあり方について、個々の医療機関レベルから国内外の政策レベルに至る全体を俯瞰の上で検討した上で、変革を要する課題とその研究論を追究する。</p> <p>■授業科目の概要 看護学政策・管理学における国内外の取り組みと課題、研究の動向について様々な先行文献を検証し、クリティークやディスカッションを通して理解を深め、興味のあるテーマの課題と研究方法を検討する。</p> <p>(⑥ 林千冬/全8回)</p> <p>第1回：林 オリエンテーション 看護管理・政策に関する各自の関心・問題意識を共有する。</p> <p>第2回～5回：林 看護管理・政策に関して、各自が関心のある現象について、国内外の文献・書籍の検討を通して理解を深めるとともに、自己の研究テーマを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な施設における看護サービスの管理をめぐる現象 ・地域における看護サービス管理をめぐる現象 ・現下の看護管理者教育に関する制度と教育課程をめぐる現象 ・その他、議論・検討から新たに見出された課題について適宜検討 <p>第6回・7回：林 各自が選択した現象を探究することが、看護学の知の蓄積と看護実践の開発の双方において、どのように貢献するかについて考察し、実装化に向けた教育について検討することができる。</p> <p>第8回：林 まとめ</p>	講義 8時間 演習 8時間

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	高度実践開発看護学特講		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 高度な医療レベルを必要とする個人と家族を対象に、療養生活の支援に必要な専門的看護援助・患者教育方法などの看護実践や患者教育について研究論文のレビューを行う。周手術期看護、クリティカルケア、救急看護、がん看護の視点を重視した専門分野における課題を明確にし、最新の知見や動向、さらには知識の創出や看護ケアの開発について理解を深め、関心ある研究テーマへと発展させるための理論開発及び研究手法を検討する。その上で、広く国内外の看護実践について吟味し、専門分野を含む学際的な視点に基づいた新たな看護実践の概念枠組み及びケアの質を向上し、広く実装するための教育力を高める。以上のような看護の適用に貢献できる研究テーマと研究方法を検討することで、新たな看護学の知見を臨床で実装し、広く共有するための教育力を養う。</p> <p>■授業科目の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度実践開発看護学における理論・概念、研究の動向について文献レビューを行う。 クリティカルケア、周手術期ケアなど治療期にある患者の療養生活の課題について明らかにする。 治療期から終末期までの意思決定に関わる諸課題を明らかにする。 高度な看護実践を臨床現場に適応するための方略を構築する教育力を養う。 高度実践開発看護学における関心あるテーマについて課題を明確にする。 <p>(③ 森一恵/6回)</p> <p>第1回：森 高度実践開発看護学における理論・概念と研究の動向について学修する。</p> <p>第2回：森 クリティカルケアを受ける患者の療養生活に関する課題を明確化する。</p> <p>第3回：森 周手術期患者の療養生活に関する課題について学修する。</p> <p>第4回：森 治療・予後の意思決定に関する課題について学修する。</p> <p>第7回：森 患者の療養支援に携わる医療従事者の課題を明確化する。</p> <p>第8回：森 関心のある研究テーマに関連したプレゼンテーション 学生の関心ある課題について、研究の動向と関連する概念や理論、臨床現場に適用するための方略についてプレゼンテーションする。</p> <p>(⑧ 府川晃子/5回)</p> <p>第1回：府川 高度実践開発看護学における理論・概念と研究の動向について学修する。</p>	講義 8時間 演習 8時間

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			第5回：府川 治療期にあるがん患者の療養生活に関する 課題について学修する。 第6回：府川 終末期にあるがん患者の看護における課題 について学修する。 第7回：府川 患者の療養支援に携わる医療従事者の課題 を明確化する。 第8回：府川 関心のある研究テーマに関連したプレゼン テーション 学生の関心ある課題について、研究の動向 と関連する概念や理論、臨床現場に適用す るための方略についてプレゼンテーションする。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	生活支援開発 看護学特講		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 病院及び在宅で生活・療養するあらゆるライフステージにある人々の健康問題や健康課題を生活者としての視点を中心にグローバルかつ学際的に捉え、国内外の文献を系統的に検索して過不足なく収集し、適切にクリティークすることを通して、知識の創出や看護ケア開発の可能性について検討する。研究成果を臨床現場に実装化する方法について探求する。また、看護職への教育力の向上を目指す。これらのプロセスを通して各自の研究課題を明確にする。</p> <p>■授業科目の概要 健康問題・健康課題を生活者の視点で多角的に文献を収集・検討する。研究エビデンスの実装化と臨床に実装化する方法を検討する。</p> <p>(① 今野理恵/2回) 第7・8回：今野 学生の関心のある高齢者ケア関連の課題について、国内外の先行研究を検討し、理解と考察を深めるとともに、研究エビデンスの実装化に求められる教育について検討する。</p> <p>(④ 神崎初美/2回) 第1・2回：神崎 学生の関心ある概念や健康課題について慢性看護</p> <p>(⑤ 堀口和子/2回) 第3・4回：堀口 学生の関心のある地域・在宅ケアにおける健康課題について、医療保健福祉制度、社会情勢、経済、文化・価値観など学際的な視点で国内外の文献を検討し、新たな看護ケアの開発と実装化に向けて検討する。</p> <p>(⑨ 西村明子/2回) 第5・6回：西村 学生の関心あるリプロダクティブヘルスにおける課題を解決するため、ライフステージ、医療、教育、倫理、文化、歴史的側面など学際的な視点で幅広く国内外の文献を検討し、今後の研究の方向性や研究成果を臨床現場に実装化する方法について検討する。</p>	<p>講義 8時間 演習 8時間</p>

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究科目	特別研究 I		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的</p> <p>①専門分野における課題を分析・解決するため、研究計画立案に関する応用能力を修得する。</p> <p>②学生個々の専門分野において、文献レビュー等により研究状況を明らかにし、テーマの選択、研究意義、研究目的、概念枠組み、調査方法、分析方法を吟味し、研究デザインを明確にする。</p> <p>■授業科目の概要</p> <p>①関心領域の文献レビューを行い多角的に研究課題を検討する。</p> <p>②研究課題について研究デザインを検討し、研究計画案を作成する。</p> <p>③研究計画書について指導教員以外から広く意見を得る機会を持ち、研究倫理審査を受ける準備をする。</p> <p>第1回～4回：主指導教員、副指導教員 関心領域における課題について、先行研究、実践報告のレビュー、フィールドワークから研究課題及び方法論を明確化する。</p> <p>第5回～8回：主指導教員、副指導教員 研究計画書を作成する。</p> <p>第9回・10回：主指導教員、副指導教員 研究遂行に必要な具体的な倫理的配慮の内容を計画する。</p> <p>第11回・12回：研究指導教員、研究指導補助教員※ 研究計画書について中間報告会 I でプレゼンテーションを行い、教員からの多角的な意見を得る。 ※主指導教員、副指導教員以外の研究指導教員、研究指導補助教員も含む</p> <p>第13回・14回：主指導教員、副指導教員 中間報告会 I の意見を参考に研究計画書を修正し、看護学研究科教授会での審査を受ける準備を行う。</p> <p>第15回：主指導教員、副指導教員 研究計画書の審査に合格した後に、研究倫理審査を受ける準備を行う。</p> <p>【研究指導体制】</p> <p>① 主指導教員と副指導教員の複数指導体制をとる。</p> <p>② 中間報告会 I で研究計画を発表し、助言に基づき研究計画書の修正を行い完成度を高める。</p> <p>③ 年度末に研究活動報告書を学生と共に検討する。主指導教員と共に検討した研究指導計画書を学生が提出し、自らの研究活動についてリフレクションを行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
			<p>【研究分野と研究キーワード】</p> <p>① 今野理恵： 老年看護学、Evidence-Based Health Care (システマティックレビュー、質的メタ統合、 質的研究、高齢者、認知症)</p> <p>② 土田敏恵： 基礎看護学、看護技術に関する実務 (看護技術の開発と評価、感染看護、 ストーマケア、排泄ケア、疫学研究)</p> <p>③ 森一恵： 急性看護学(急性期看護に関する実務)、 がん看護学(がん看護学に関する実務)、 看護倫理学(意思決定支援、Advanced Care Planing、看護倫理、緩和ケア、終末期看護)</p> <p>④ 神崎初美： 臨床看護学関連、高齢者看護学及び 地域看護学関連 (慢性病看護学、災害看護学)</p> <p>⑤ 堀口和子： 高齢者看護学、地域看護学関連 (在宅看護、訪問看護、家族看護学、 高齢看護学、地域看護学)</p> <p>⑥ 林千冬： 看護政策学 (看護管理、人事労務管理、リーダーシップ、 フォロワーシップ、看護政策、教育養成制度、 人材供給問題)</p> <p>⑦ 鈴木みゆき： 看護学(基礎看護学、自立、ケア開発、 ケア評価)</p> <p>⑧ 府川晃子： がん看護学(薬物療法、緩和ケア、 高齢がん患者)</p> <p>⑨ 西村明子： 生涯発達看護学関連(生涯発達看護学)</p> <p>10 島正之： 社会医学(疫学、予防医学、公衆衛生学、 衛生学、環境保健学)</p> <p>⑩ 澤井英明： 外科系臨床医学、内科系臨床医学、社会医学 (産婦人科学、小児科学、整形外科学、 遺伝カウンセリング、臨床遺伝学)</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			12 廣金和枝： 看護学、教育学、保健師に関する実務 (保健師基礎教育、学校保健) 13 田村康子： 看護学(生涯発達看護学、母性・女性看護学、 助産学、国際看護、災害看護) 14 石原あや： 小児看護学に関する実務、教育学 (小児看護学、家族看護学、子育て支援、 看護教育学) ⑪ 前川幸子： 看護学 (看護教育学、基礎看護学) ⑫ 藤本浩一： 看護学 (臨床看護学、精神看護学) 17 井上満代： 看護学 (慢性病看護学、看護教育学) ⑬ 井上正隆： 基礎看護学(デジタル技術、看護教育、 シミュレーション、アセスメント、 クリティカルケア看護) 19 川内恵美子： 看護学(生涯発達看護学、母性・女性看護学、 助産学、看護管理学、 ワーク・エンゲイジメント、性教育) ⑭ 加藤泰子： 看護学、高齢者看護学 (高齢者看護 認知症看護) 21 藤井加那子： 生涯発達看護学(小児看護学、家族看護学) ⑮ 石田絵美子： 臨床看護学、精神看護学 (精神科看護、精神障害者、経験、現象学)	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究科目	特別研究Ⅱ		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 研究計画に基づき、調査を実施し収集したデータを分析し、結果をまとめ考察する一連のプロセスを実施し研究実践能力を養う。</p> <p>■授業科目の概要</p> <p>① 研究計画書について研究倫理審査の結果を受け、研究の実施を具体的に進める。 ② 研究計画書に基づいて研究を遂行し、得られたデータを分析・考察する。 ③ 研究の進捗状況をまとめて発表し、研究のリフレクションと修正を検討する。</p> <p>第1回・2回：主指導教員、副指導教員 研究計画書の審査及び研究倫理審査の結果を受けて、研究実施に向け準備する。</p> <p>第3回～8回：主指導教員、副指導教員 研究計画に従いデータ収集を行う。 得られたデータを分析し、研究目的に基づいて分析結果をまとめ解釈を深める。</p> <p>第9回～11回：主指導教員、副指導教員 分析結果に基づき、研究目的と意義に沿って考察する。 研究を学位論文として執筆する。 研究の進捗状況をまとめ、中間報告会Ⅱの準備をする。</p> <p>第12回：研究指導教員、研究指導補助教員全員※ 中間報告会Ⅱでプレゼンテーションする。 ※主指導教員、副指導教員以外の研究指導教員、研究指導補助教員も含む</p> <p>第13回～15回：主指導教員、副指導教員 中間報告会Ⅱで受けた意見をもとにデータの分析・解釈を深化させるとともに、必要に応じて研究計画の修正を行う。 年度末に実施した研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を主指導教員と共に検討し提出する。 自らの研究活動についてリフレクションを記録し、研究遂行に関する課題を明確にする。 研究活動報告書の内容を看護学研究科教授会にて審査を受ける準備を行う。</p> <p>【研究指導体制】</p> <p>① 主指導教員と副指導教員の複数指導体制をとる。 ② 中間報告会Ⅱで研究の進捗状況について報告するため、主指導教員・副指導教員が資料及びプレゼンテーションについて指導する。 ③ 年度末に、実施した研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を、学生と共に検討する。主指導教員と共に検討した研究活動報告書を学生が提出し、自らの研究活動についてリフレクションを行う。 ④ 学位論文作成過程において、主指導教員・副指導教員が必要に応じて執筆内容の修正を指導する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			<p>【研究分野と研究キーワード】</p> <p>① 今野理恵： 老年看護学、Evidence-Based Health Care (システマティックレビュー、質的メタ統合、 質的研究、高齢者、認知症)</p> <p>② 土田敏恵： 基礎看護学、看護技術に関する実務 (看護技術の開発と評価、感染看護、 ストーマケア、排泄ケア、疫学研究)</p> <p>③ 森一恵： 急性看護学(急性期看護に関する実務)、 がん看護学(がん看護学に関する実務)、 看護倫理学(意思決定支援、Advanced Care Planing、看護倫理、緩和ケア、終末期看護)</p> <p>④ 神崎初美： 臨床看護学関連、高齢者看護学及び 地域看護学関連 (慢性病看護学、災害看護学)</p> <p>⑤ 堀口和子： 高齢者看護学、地域看護学関連 (在宅看護、訪問看護、家族看護学、 高齢看護学、地域看護学)</p> <p>⑥ 林千冬： 看護政策学 (看護管理、人事労務管理、リーダーシップ、 フォロワーシップ、看護政策、教育養成制度、 人材供給問題)</p> <p>⑦ 鈴木みゆき： 看護学(基礎看護学、自立、ケア開発、 ケア評価)</p> <p>⑧ 府川晃子： がん看護学(薬物療法、緩和ケア、 高齢がん患者)</p> <p>⑨ 西村明子： 生涯発達看護学関連(生涯発達看護学)</p> <p>10 島正之： 社会医学(疫学、予防医学、公衆衛生学、 衛生学、環境保健学)</p> <p>⑩ 澤井英明： 外科系臨床医学、内科系臨床医学、社会医学 (産婦人科学、小児科学、整形外科学、 遺伝カウンセリング、臨床遺伝学)</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			12 廣金和枝： 看護学、教育学、保健師に関する実務 (保健師基礎教育、学校保健) 13 田村康子： 看護学(生涯発達看護学、母性・女性看護学、 助産学、国際看護、災害看護) 14 石原あや： 小児看護学に関する実務、教育学 (小児看護学、家族看護学、子育て支援、 看護教育学) ⑪ 前川幸子： 看護学 (看護教育学、基礎看護学) ⑫ 藤本浩一： 看護学 (臨床看護学、精神看護学) 17 井上満代： 看護学 (慢性病看護学、看護教育学) ⑬ 井上正隆： 基礎看護学(デジタル技術、看護教育、 シミュレーション、アセスメント、 クリティカルケア看護) 19 川内恵美子： 看護学(生涯発達看護学、母性・女性看護学、 助産学、看護管理学、 ワーク・エンゲイジメント、性教育) ⑭ 加藤泰子： 看護学、高齢者看護学 (高齢者看護 認知症看護) 21 藤井加那子： 生涯発達看護学(小児看護学、家族看護学) ⑮ 石田絵美子： 臨床看護学、精神看護学 (精神科看護、精神障害者、経験、現象学)	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究科目	特別研究Ⅲ		<p>(概要)</p> <p>■授業科目の目的 「特別研究Ⅱ」で受けたリフレクションをもとに学位論文の作成を通して、研究の一貫したプロセスを遂行する研究実践能力を養う。</p> <p>■授業科目の概要 学位論文に関連する論文をまとめ、学術誌に投稿する。</p> <p>第1回～20回：主指導教員、副指導教員 収集したデータの分析について主指導教員から適宜、指導を受ける。 研究の手法に合わせて研究の一貫性、妥当性などを検討し論文をブラッシュアップする。</p> <p>第21回～30回：主指導教員・副指導教員 学位論文に関連する論文を学術誌に投稿する。</p> <p>【研究指導体制】</p> <p>①主指導教員と副指導教員の複数指導体制をとる。 ②中間報告会Ⅱでのリフレクションを参考に学位論文及び学位論文に関連する論文をまとめる。 ③学位論文に関連する論文を学術誌へ投稿できるように指導する。</p> <p>【研究分野と研究キーワード】</p> <p>① 今野理恵： 老年看護学、Evidence-Based Health Care (システマティックレビュー、質的メタ統合、質的研究、高齢者、認知症)</p> <p>② 土田敏恵： 基礎看護学、看護技術に関する実務 (看護技術の開発と評価、感染看護、ストーマケア、排泄ケア、疫学研究)</p> <p>③ 森一恵： 急性看護学 (急性期看護に関する実務)、がん看護学 (がん看護学に関する実務)、看護倫理学 (意思決定支援、Advanced Care Planing、看護倫理、緩和ケア、終末期看護)</p> <p>④ 神崎初美： 臨床看護学関連、高齢者看護学及び地域看護学関連 (慢性病看護学、災害看護学)</p> <p>⑤ 堀口和子： 高齢者看護学、地域看護学関連 (在宅看護、訪問看護、家族看護学、高齢看護学、地域看護学)</p> <p>⑥ 林千冬： 看護政策学 (看護管理、人事労務管理、リーダーシップ、フォロワーシップ、看護政策、教育養成制度、人材供給問題)</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			⑦ 鈴木みゆき： 看護学（基礎看護学、自立、ケア開発、 ケア評価） ⑧ 府川晃子： がん看護学（薬物療法、緩和ケア、 高齢がん患者） ⑨ 西村明子： 生涯発達看護学関連（生涯発達看護学） 10 島正之： 社会医学（疫学、予防医学、公衆衛生学、 衛生学、環境保健学） ⑩ 澤井英明： 外科系臨床医学、内科系臨床医学、社会医学 （産婦人科学、小児科学、整形外科学、 遺伝カウンセリング、臨床遺伝学） 12 廣金和枝： 看護学、教育学、保健師に関する実務 （保健師基礎教育、学校保健） 13 田村康子： 看護学（生涯発達看護学、母性・女性看護学、 助産学、国際看護、災害看護） 14 石原あや： 小児看護学に関する実務、教育学 （小児看護学、家族看護学、子育て支援、 看護教育学） ⑪ 前川幸子： 看護学（看護教育学、基礎看護学） ⑫ 藤本浩一： 看護学（臨床看護学、精神看護学） 17 井上満代： 看護学（慢性病看護学、看護教育学） ⑬ 井上正隆： 基礎看護学（デジタル技術、看護教育、 シミュレーション、アセスメント、 クリティカルケア看護） 19 川内恵美子： 看護学（生涯発達看護学、母性・女性看護学、 助産学、看護管理学、 ワーク・エンゲイジメント、性教育） ⑭ 加藤泰子： 看護学、高齢者看護学 （高齢者看護 認知症看護）	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
			21 藤井加那子： 生涯発達看護学（小児看護学，家族看護学） ⑮ 石田絵美子： 臨床看護学、精神看護学 （精神科看護、精神障害者、経験、現象学）	

博士後期課程 ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー・授業科目・アドミッション・ポリシー関係図

研究科	使命	保健・医療・福祉及び社会の変動に対応して、生命と人権を尊重し、看護学を中心とした学際的な知識に立脚し、看護ケアを創造し、実装し、発展させることができる人材並びに看護実践の場における教育、看護研究者の養成に携わる人材を育成し、人々の健康とQOLの向上及び看護学の進歩・発展に寄与します。
	目的	看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成します。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成します。

博士後期課程	目的	看護実践開発科学分野を設け、看護学の専門的知識と技術に立脚し、看護現象を科学的に解明する教育・研究能力をもって看護の場を変革できる人材を育成する。
	教育目標	研究成果を看護ケアに実装化し変革力を有する看護実践者、研究者、教育者として、グローバルかつ学際的な視点から施設やコミュニティにおける看護実践に関する課題を見出し、看護学及び関連領域の諸理論やエビデンスから分析を深め、看護実践の場において看護職者を含む医療専門職者及び看護研究者と連携・協働し、看護ケアを創生・発信できる能力を育成します。

ディプロマ・ポリシー	①グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 ②国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 ③看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。 ④次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。
------------	---

アドミッション・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	設置科目・授業科目	DP1	DP2	DP3	DP4
①グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究に取り組むための基本的な学識と理解力を有している。 ②国内外の看護研究者及び看護実践家と連携・協働するための学術的コミュニケーション能力を有し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上への意欲を有している。 ③看護実践の場における研究の推進、並びに研究成果を看護ケアに実装する変革への意欲を有している。 ④次代を牽引する看護専門職者を指導する教育への意欲を有している。	①グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基礎及び看護実践の発展を牽引するために必要な基盤を育成する科目を配置	基礎科目 看護科学研究論 理論看護学 看護倫理学 看護システム開発学	◎	◎	◎	
	②専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する「特講」科目を配置	専門科目 看護ケア実践開発科学特講 看護教育学特講 政策・管理看護学特講 高度実践開発看護学特講 生活支援開発看護学特講	◎	◎		◎
	③専門科目の履修で明確になった課題を研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる力を育成する。基礎科目及び専門科目での学修をふまえ、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得できるよう構成	研究科目 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ	◎	◎	◎	◎

博士後期課程 「ディプロマ・ポリシー」と「カリキュラム・ポリシー」の関係

		ディプロマ・ポリシー			
		①グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。	②国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する態度を有する。	③看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。	④次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。
カリキュラム・ポリシー	①グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行ううえでの基礎、及び看護実践の発展をけん引するために必要な基盤を育成する科目を配置	◎	○	◎	◎
	②専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する「特講」科目を配置	◎	◎	○	◎
	③専門科目の履修で明確になった課題を研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる力を育成する。基礎科目及び専門科目での学修をふまえ、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得できるよう構成	◎	◎	◎	

◎：関連性が強い ○：関連がある

基本計画書

基 本 計 画		記 入 欄		備 考						
事 項										
計 画 の 区 分	研究科の専攻に係る課程の変更									
フ リ ガ ナ 者	ガッコウホクケン ヒョウカクイダク 学校法人 兵庫医科大学									
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称	ヒョウカクイダクイダク 兵庫医科大学大学院 (Hyogo Medical University Graduate School)									
大 学 本 部 の 位 置	兵庫県西宮市武庫川町1番1号									
大 学 の 目 的	本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。									
新設研究科等の目的	看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成する。									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部・研究科】 ・看護学部 看護学科 看護学研究科 看護学専攻 修士課程 14条特例の実施
	看護学研究科 [Graduate School of Nursing] 看護学専攻 [Course of Nursing] 計	3	2	—	6	6	博士 (看護学) [Doctor of Philosophy in Nursing]	保健衛生学関係 (看護学関係)	令和7年 4月 第1年次	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月名称変更予定 看護学研究科看護学専攻 修士課程 → 看護学研究科看護学専攻 博士前期課程 ・令和6年4月名称変更予定 (令和5年6月届出済) ・医療科学研究科 医療科学専攻 → リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 ・リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程(2) (令和6年3月認可申請) 									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数				
	看護学研究科 看護学専攻	講義	演習	実験・実習	計	14単位				
研究科等の名称	専任教員					助手	専任教員以外の 教員 (助手を除く)			
	教授	准教授	講師	助教	計					
新設分	看護学研究科 看護学専攻 (博士後期課程)	16 (15)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	23 (22)	0 (0)	6 (6)		
	リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (博士後期課程)	10 (8)	6 (6)	9 (9)	0 (0)	25 (23)	0 (0)	6 (6)		
	計	26 (23)	12 (12)	10 (10)	0 (0)	48 (45)	0 (0)	— (—)		
既設分	医学研究科 医科学専攻 (博士課程)	67 (67)	31 (31)	80 (80)	138 (138)	316 (316)	— (—)	— (—)		
	医学研究科 先端医学専攻 (博士課程)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	— (—)	— (—)		
	薬学研究科 医療薬学専攻 (博士課程)	14 (14)	9 (9)	9 (9)	11 (11)	43 (43)	0 (0)	0 (0)		
	看護学研究科 看護学専攻 (修士課程)	14 (14)	9 (9)	6 (6)	6 (6)	35 (35)	0 (0)	73 (73)		
	リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (修士課程)	9 (9)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	25 (25)		
計	105 (105)	53 (53)	102 (102)	156 (156)	416 (416)	0 (0)	— (—)			
合計	108 (105)	53 (53)	102 (102)	156 (156)	419 (416)	0 (0)	— (—)			
職 種	専 属		そ の 他		計		※大学全体：西宮キャンパスと神戸キャンパスの合計。 ※病院職員はその他の職員に含む			
事 務 職 員	492人 (492人)		0人 (0人)		492人 (492人)					
技 術 職 員	17人 (17人)		0人 (0人)		17人 (17人)					
図 書 館 職 員	5人 (5人)		0人 (0人)		5人 (5人)					
そ の 他 の 職 員	2,152人 (2,152人)		0人 (0人)		2,152人 (2,152人)					
指 導 補 助 者	0人 (0人)		0人 (0人)		0人 (0人)					
計	2,666人 (2,666人)		0人 (0人)		2,666人 (2,666人)					

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	※大学全体【うち、神戸キャンパス分】 ・校地 49,138.00㎡			
	校舎敷地	147,350.10㎡	0㎡	0㎡	147,350.10㎡				
	その他	25,406.37㎡	0㎡	0㎡	25,406.37㎡	【うち、梅田健康医学クリニック借用1,143.11㎡、期間2022年～2032年】			
	合計	172,756.47㎡	0㎡	0㎡	172,756.47㎡				
校舎	専用	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	※大学全体【うち、神戸キャンパス分】 ・校舎35,075.83㎡			
	80,079.50㎡ (80,079.50㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	80,079.50㎡ (80,079.50㎡)				
講義室等・新設研究科等の専任教員研究室	講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の専任教員研究室	36室	※大学全体【うち、神戸キャンパス分】 ・講義室20室 ・実験・実習室36室 ・演習室31室 ※新設研究科等の専任教員研究室は看護学研究科と看護学部共通			
	36室	50室	98室		36室				
図書・設備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 冊	機械・器具 点	標本 点	※看護学部・看護学研究科で共通 【大学全体での共用分】 ・図書12,140冊 〔862冊〕 ・学術雑誌7,200種 〔5,715種〕 〔うち電子ジャーナル7,148種〕 〔5,707種〕	
	看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）	12,424 [1,140] (12,016 [1,134])	16 [4] (8 [2])	260 [120] (260 [120])	52 [52] (52 [52])	182 (182)	47 (47)		
	計	12,424 [1,140] (12,016 [1,134])	16 [4] (8 [2])	260 [120] (260 [120])	52 [52] (52 [52])	182 (182)	47 (47)		
経費の積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	※図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。 ※経費の見積りは研究科単位での算出のため、学部との合計 【神戸キャンパス全体での共用分（設備購入費）】 44,433千円	
	教員1人当たり研究費等		318千円	318千円	318千円	— 千円	— 千円		
	共同研究費等		700千円	700千円	700千円	— 千円	— 千円		
	図書購入費	13,515千円	13,515千円	13,515千円	13,515千円	— 千円	— 千円		
	設備購入費	338千円	338千円	338千円	338千円	— 千円	— 千円		
	学生1人当たり納付金		第1年次 800千円	第2年次 600千円	第3年次 600千円	第4年次 — 千円	第5年次 — 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要	寄附金収入、補助金収入、手数料収入等を充当								
既設大学の状況	大学等の名称	兵庫医科大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	医学部 医学科	年	人	年次人	人	学士（医学）	1.04	昭和47年度	兵庫県西宮市 武庫川町1番1号
	薬学部 医療薬学科	6	112	—	672	学士（薬学）	0.88	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	看護学部 看護学科	6	150	—	900	学士（看護学）	1.12	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	リハビリテーション学部 理学療法学科 作業療法学科	4	100	—	400	学士（看護学）	1.18	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	医学研究科 博士課程 医科学専攻 先端医学専攻	4	40	—	160	学士（理学療法学） 学士（作業療法学）	1.03	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	薬学研究科 博士課程 医療薬学専攻	4	40	—	160	博士（医学） 博士（医学）	1.23	昭和53年度	兵庫県西宮市 武庫川町1番1号
	看護学研究科 修士課程 看護学専攻	4	20	—	80	博士（薬学）	0.83	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	看護学研究科 修士課程 看護学専攻	4	3	—	12	博士（薬学）	0.83	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	看護学研究科 修士課程 看護学専攻	2	8	—	16	修士（看護学）	1.25	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	リハビリテーション科学研究科 修士課程 リハビリテーション科学専攻	2	8	—	16	修士（看護学）	1.25	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6
	リハビリテーション科学研究科 修士課程 リハビリテーション科学専攻	2	8	—	16	修士（医療科学）	1.18	令和4年度	兵庫県神戸市中央区 港島1丁目3番地6

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：兵庫医科大学病院 目的：教育、診療 所在地：兵庫県西宮市武庫川町1番1号 設置年月：昭和47年4月 規模等：土地20,107.37㎡ 建物90,034.35㎡</p> <p>名称：兵庫医科大学ささやま医療センター 目的：教育、診療 所在地：兵庫県丹波篠山市黒岡5番地 設置年月：平成9年10月（平成22年6月「兵庫医科大学ささやま医療センター」と改称） 規模等：土地17,391.97㎡ 建物11,953.02㎡</p> <p>兵庫医科大学ささやま老人保健施設 目的：教育、診療 所在地：兵庫県丹波篠山市黒岡36番地 設置年月：平成11年9月 規模等：建物4,361.29㎡</p> <p>兵庫医科大学ささやま居宅サービスセンター 目的：教育、診療 所在地：兵庫県丹波篠山市黒岡36番地 設置年月：平成28年1月 規模等：建物4,449.1㎡</p> <p>名称：兵庫医科大学図書館 目的：教育 所在地：兵庫県西宮市武庫川町1番1号（西宮キャンパス） 兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番地6（神戸キャンパス） 設置年月：昭和47年4月（西宮キャンパス）、平成19年4月（神戸キャンパス） 規模等：997㎡（西宮キャンパス）、2,795.24㎡（神戸キャンパス）</p> <p>名称：薬用植物園 目的：薬学部教育 所在地：兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番地6 設置年月：平成19年4月 規模等：面積556㎡、園内附帯施設 温室47㎡</p> <p>兵庫医科大学梅田健康医学クリニック 目的：教育、診療 所在地：大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 13F 設置年月：令和4年10月 規模等：1143.11㎡</p>	
----------------	--	--

教育課程等の概要

(看護学研究科看護学専攻 修士課程(博士前期課程))

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹(助手を除く)教員		
共通科目 (修士・博士前期課程)	医療統計学特論	1後	/		1			○							1	オムニバス・共同(一部)		
	医療倫理学特論	1前			1			○										
	先進医療支援特論	1前			1			○			1							
	小計(3科目)	—		—	0	3	0	—	—	—	1	2	2	0	0		7	
看護学 共通科目	看護教育論	1前	/		2			○							2	オムニバス		
	看護倫理	1前			2			○			1					1		
	看護理論	1前			2			○			1					1		
	看護管理論	1後			2			○								2	オムニバス	
	看護政策論	1後			2			○								3	オムニバス	
	コンサルテーション論	1後			2			○			1					5	オムニバス・共同(一部)	
	看護研究	1前			2			○			4	1					オムニバス・共同(一部)	
	看護研究演習	1前			1				○		6	1					オムニバス・共同(一部)	
	システマティックレビュー	1前			2				○		1							
	アドバンスト・フィジカルアセスメント	1前			2				○		1		1				10	オムニバス・共同(一部)
	臨床薬理学・薬物治療特論	1後			2				○		2						10	オムニバス・共同(一部)
	疾病・病態特論	1前			2				○		1	1					11	オムニバス・共同(一部)
小計(12科目)	—	—	0	23	0	—	—	—	10	3	2	0	0	40	—			
看護学 基盤看護学分野	基礎看護学特論	1前	/		2			○			2	1				共同		
	基礎看護学援助特論	1後			2			○			2	1	1			1	共同	
	基礎看護学演習Ⅰ	1通			2				○		2	1	3	3			オムニバス・共同(一部)	
	基礎看護学演習Ⅱ	1通			2				○		2	1					共同	
	基礎看護学演習Ⅲ	1通			2				○		2	1	3	2			共同	
	基礎看護学特別研究	2通			10				○		2						共同	
	看護教育学特論	1前			2			○			1	1	1				共同	
	看護教育学援助特論	1後			2			○			1	1	1				共同	
	看護教育学演習Ⅰ	1通			2				○		2	1	2				共同	
	看護教育学演習Ⅱ	1通			2				○		1	1	1				共同	
	看護教育学演習Ⅲ	1通			2				○		1	1	1				共同	
	看護教育学特別研究	2通			10				○		1						共同	
	看護開発科学特論	1前			2			○			1							
	看護開発科学援助特論	1後			2			○			1							
	看護開発科学演習Ⅰ	1通			2				○		1							
	看護開発科学演習Ⅱ	1通			2				○		1							
	看護開発科学演習Ⅲ	1通			2				○		1							
	看護開発科学特別研究	2通			10				○		1							
小計(18科目)	—	—	0	60	0	—	—	—	3	1	3	3	0	1	—			
看護学 専門科目	急性病態治療学	1前	/		2			○								7	オムニバス	
	急性看護学特論	1前			2			○			1							
	急性看護学援助特論Ⅰ	1前			2			○			1	1					共同	
	急性看護学援助特論Ⅱ	1後			2			○			1	1				2	オムニバス	
	急性看護学援助特論Ⅲ	1通			2			○								6	オムニバス	
	急性看護学演習ⅠA	1通			2				○		1	1					共同	
	急性看護学演習ⅡA	1通			2				○		1	1					共同	
	急性看護学演習ⅢA	2通			2				○		1	1					共同	
	急性看護学演習ⅠB	1通			2				○		1	1				3	オムニバス・共同(一部)	
	急性看護学演習ⅡB	1通			2				○		1	1				2	オムニバス・共同(一部)	
	急性看護学演習ⅢB	2前			2				○		1	1				2	オムニバス	
	急性看護学実習Ⅰ	1後			2					○	1	1					共同	
	急性看護学実習Ⅱ	2通			2					○	1	1					共同	
	急性看護学実習Ⅲ	2通			2					○	1	1					共同	
	急性看護学実習Ⅳ	2通			4					○	1	1					共同	
	急性看護学特別研究	2通			10				○		1	1					共同	
	急性看護学課題研究	2通			2				○		1	1					共同	
	がん病態治療学	1前			2				○		1						15	オムニバス・共同(一部)
	がん看護学特論	1前			2				○		1							
	がん看護学援助特論Ⅰ	1後			2				○		1							
	がん看護学援助特論Ⅱ	1後			2				○		1							
	がん看護学援助特論Ⅲ	2前			2				○		1							
	がん看護学演習ⅠA	1前			2					○	1							
	がん看護学演習ⅡA	1後			2					○	1						1	オムニバス・共同(一部)
がん看護学演習ⅠB	1前		2					○	1									
がん看護学演習ⅡB	1後		2					○	1						1	オムニバス・共同(一部)		
がん看護学演習Ⅲ	1後		2					○	1									
がん看護学実習Ⅰ	1後		2						○	1						共同		
がん看護学実習Ⅱ	2通		2						○	1						共同		
がん看護学実習Ⅲ	2通		2						○	1						共同		
がん看護学実習Ⅳ	2通		2						○	1						共同		
がん看護学実習Ⅴ	2通		2						○	1						共同		
がん看護学特別研究	2通		10					○	1									
がん看護学課題研究	2通		2					○	1									

教育課程等の概要

(看護学研究科看護学専攻 修士課程(博士前期課程))																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹(助手を除く)教員以外の教員	
療養支援看護学分野	慢性看護学特論	1前	/	2			○			1	1					共同	
	慢性看護学援助特論	1後		2			○			1	1					共同	
	慢性看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1	1					共同	
	慢性看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1	1					共同	
	慢性看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1	1					共同	
	慢性看護学特別研究	2通		10				○		1	1					共同	
	精神看護学特論	精神看護学特論	1前	/	2			○			1	1					共同
		精神看護学援助特論	1後		2			○			1	1					共同
		精神看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1	1	1				共同
		精神看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1		1				共同
		精神看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1	1					共同
		精神看護学特別研究	2通		10				○		1	1					共同
	小計(46科目)		—	—	0	126	0	—	—	—	4	3	1	0	0	33	—
	看護学専門科目	小児看護学特論	小児看護学特論	1前	/	2			○			1	1				
			小児看護学援助特論	1後		2			○			1	1				
			小児看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1	1				共同
			小児看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1	1				共同
			小児看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1	1				共同
小児看護学特別研究			2通	10					○		1	1					
母性看護学特論		母性看護学特論	1前	/	2			○			1						オムニバス
		母性看護学援助特論	1後		2			○			1	1	1				共同
		母性看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1	1					オムニバス
		母性看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1						共同
		母性看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1	1					共同
		母性看護学特別研究	2通		10				○		1						
助産学特論		助産学特論	1前	/	2			○			1						
		助産学援助特論	1後		2			○			2		1				共同
		助産学演習Ⅰ	1通		2				○		2	1	1				
		助産学演習Ⅱ	1通		2				○		2						
		助産学演習Ⅲ	1通		2				○		1						
		助産学特別研究	2通		10				○		1						
小計(18科目)		—	—	0	60	0	—	—	—	3	2	0	0	0	1	—	
生活支援看護学分野	老年看護学特論	老年看護学特論	1前	/	2			○			1						
		老年看護学援助特論	1後		2			○			1	1					共同
		老年看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1	1					共同
		老年看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1	1					共同
		老年看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1	1					共同
		老年看護学特別研究	2通		10				○		1	1					
	地域看護学特論	地域看護学特論	1前	/	2			○			1						
		地域看護学援助特論	1後		2			○			1						
		地域看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1						共同
		地域看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1						共同
		地域看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1						共同
		地域看護学特別研究	2通		10				○		1						
	在宅看護学特論	在宅看護学特論	1前	/	2			○			1	1					共同
		在宅看護学援助特論	1後		2			○			1	1					共同
		在宅看護学演習Ⅰ	1通		2				○		1	1					共同
		在宅看護学演習Ⅱ	1通		2				○		1	1					共同
		在宅看護学演習Ⅲ	1通		2				○		1	1					共同
		在宅看護学特別研究	2通		10				○		1	1					共同
小計(18科目)		—	—	0	60	0	—	—	—	3	2	0	0	0	0	—	
合計(115科目)		—	—	0	332	0	—	—	—	14	9	6	3	0	78	—	
学位又は称号	修士(看護学)			学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係)									
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等								
・看護学基礎研究領域 以下の①②③の科目を合計32単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格する。 ①共通科目(修士・博士前期課程):3科目のうち2科目(2単位)以上選択 ②看護学共通科目:12科目のうち2科目(4単位)以上選択 ③看護学専門科目:専攻分野の看護学特論、看護学援助特論、看護学演習の計10単位以上、および看護学特別研究10単位を履修 ・看護学課題研究・高度実践領域 以下①②③の科目を合計42単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で課題研究報告書の審査及び最終試験に合格する。 ①共通科目(修士・博士前期課程):3科目のうち2科目(2単位)以上選択 ②看護学共通科目:Aの7科目のうち4科目8単位以上、Bの3科目6単位を履修 ③看護学専門科目:専攻分野の看護学特論、看護学援助特論、看護学演習から14単位以上、看護学実習10単位と課題研究2単位を履修									1学年の学期区分		2学期						
									1学期の授業期間		15週						
									1時限の授業の標準時間		90分						

科目名	看護科学研究論			
英文名	Advanced Seminar on Nursing Research			
科目概要	博士後期課程 1年前期	必修科目	講義	2単位
担当者	神崎 初美、藤本 浩一、今野 理恵			
場所	講義室			
授業の目的	<p>看護研究を実施するために必要な概念及び基本的知識、研究手法を学び、EBN (Evidence Based Nursing) に基づいた看護実践を促進できる研究能力を養う。</p> <p>① 看護研究を行う上で必要となる研究方法の基本的知識について学修する。 ② 看護研究の具体的なプロセスと研究方法について学修する。 ③ 理論的根拠に基づいた看護実践の意義と研究課題に基づいた研究推進について学修する。</p>			
授業の概要	<p>高度な研究能力を育成し、グローバルレベルで看護の理論や実践における新たな知見を獲得するための重要な科目で、以下の内容を含むものとする。</p> <p>① 研究デザインと方法論：看護研究の基本的な設計や方法論について学ぶ。 定量的・定性的手法の選択や実施方法、データ収集、分析技術などを含む。 (第1-13回)</p> <p>② 倫理とリーダーシップ：研究倫理やコミュニケーションスキルを通して、看護研究者としての倫理的責任やリーダーシップの重要性について習熟する。 (第14回)</p> <p>③ 学術論文執筆スキルの向上：学術的な論文執筆スキル向上のために、文献レビュー、論文構成、国際的・学際的な場における研究発表技術について習熟する。 (第15回)</p>			
各回の授業内容	<p>第1回：神崎 リサーチクエスションの設定と組み立て トピックの特定・背景の調査・研究目的の明確化・リサーチクエスションの設定・クエスションを組み立てる。</p> <p>第2回：神崎 系統的文献検索手法と実践 問いの明確化・データベースの選定・検索戦略の構築・文献の選定・文献の評価・結果を分析する。</p> <p>第3回：神崎 概念枠組み開発 概念分析に関する論文レビュー (概念の選定・文献レビュー・概念定義と要素の識別・関連する概念の探求・枠組みの構築)</p> <p>第4・5回：神崎 尺度開発とモデル構築 (確証的因子分析) 尺度開発：概念の定義可・項目の選定・信頼性や妥当性の検証 モデル構築：仮説の構築・データ収集と分析を行う。</p> <p>第6回：神崎 質的研究デザインの理解 質的研究の基礎理論・研究デザインの選択・データ収集方法の理解・分析手法の習得・信頼性と妥当性の確保について学修する。</p> <p>第7回：藤本 統計学的方法の理解 基本的統計学の理解・統計的手法の適用・統計ソフトウェアの利用・統計結果の解釈・統計的な論文の読解について学修する。</p> <p>第8・9回：藤本 量的研究デザインと適応、分析の理解 基本的な量的研究の概念・量的研究のデザイン・変数の測定と分析・統計的手法の理解・信頼性と妥当性の確保について学修する。</p> <p>第10・11回：神崎 介入研究 介入研究の基本概念・介入の設計と計画・介入の実施と管理・データ収集と評価・結果の解釈と報告について学修する。</p>			

	<p>第12・13回：今野 Review 研究（質的・メタアナリシス）の方法と論文作成 質的Review研究：概要・方法・論文作成 メタアナリシス：概要・方法・論文作成</p> <p>第14回：神崎 研究倫理 患者や被験者の権利・倫理委員会の承認・データの適切な取り扱い・バイアスや利益相反の管理・研究チームのリーダーシップ・結果の公正な報告とオーサーシップについて学修する。</p> <p>第15回：神崎 論文執筆と投稿 論文の構造と論理展開・論文執筆における効果的な表現方法・学術誌の選択基準と投稿要領・ピアレビューとそのプロセス・論文の修正と改善のプロセスについて学修する。</p>
教育方法	講義、プレゼンテーション
到達目標	<p>① 高度な研究能力の獲得：独自の研究計画と実施、分析するための高度な能力（研究デザイン・方法論・データ収集・統計解析）を身につけることを目指す。</p> <p>② 看護実践への新たな貢献：看護学分野で新たな知見やアプローチをもたらす能力を養う。研究テーマ決定と計画実践のアイデアを検討し、看護実践や政策決定における革新的なアイデアや改善策を提供できる力を養う。</p> <p>③ 学際的な視点と協働能力：異なる専門領域や専門職の観点を涵養し、異なる専門領域や専門職と協働しながら、学際的視点を伴って研究を推進する能力を身につける。</p> <p>④ 学術的リーダーシップの育成：自身で研究の中心的役割を担う経験を通して、研究者の役割、研究プロジェクトの遂行と牽引、指導、教育、成果公表など学術的リーダーシップを発揮し、看護全体への貢献を目指す。</p> <p>⑤ 倫理的な視点と社会的責任：研究活動を倫理的かつ責任あるものとするための観点を学び、研究倫理や社会的影響について考慮できる力を養う。</p>
評価方法 ・ 評価基準	<p>1. 事前課題内容の評価（40%）</p> <p>2. 事後課題内容の評価（20%）</p> <p>3. プレゼンテーション・ディスカッション内容の評価（40%）</p>
授業と DP・CP との関連	<p>【DP：以下に該当】</p> <p>DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。</p> <p>DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。</p> <p>DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】</p> <p>CP1：グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基礎及び看護実践の発展をけん引するために必要な基盤を育成する科目</p>
準備学習	<p>事前学習：毎回の事前課題については学生の研究課題に関連する可能性があることから、事前に担当教員に進め方を相談する。</p> <p>事後学習：授業で課題の修正を行い、次回授業で修正した資料を共有する。</p>
教材	<p>近藤潤子監訳（2020）看護研究原理と方法第2版 医学書院 諏訪敏幸（2013）看護研究者・医療研究者のための系統的文献検索概説 近畿病院図書協議会 Denise F. Polit, Cheryl Tatano Beck. (2016) Nursing Research Generating and Assessing Evidence for Nursing Practice 10th Edition, Lippincott Williams & Wilkins, Riby L.</p>

科目名	理論看護学			
英文名	Advanced Seminar on Theory & Philosophy for Nursing Research			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1単位
担当者	鈴木みゆき・鈴木志津枝			
場所	講義室			
授業の目的	研究を行う基盤として、またグローバルかつ学際的な視点から看護学の発展に寄与できる能力を修得するために、既存の看護理論についての知識を踏まえ、理論の開発手法（概念分析含む）や研究及び臨床での理論の活用方法について発展的に学修することを目的とする。			
授業の概要	看護理論の背景にある哲学を踏まえ、看護学及び看護における知や看護理論の成り立ちや構造を学び、興味関心のある現象について概念分析を行い、看護理論の分析・評価を行う。			
各回の授業内容	<p>(第1回～8回まで全て鈴木みゆき、鈴木志津枝で共同担当)</p> <p>第1回： 看護の知・看護理論の成り立ちや構造、理論の基盤となる哲学について学修する。</p> <p>第2回： グローバルかつ学際的な視点から理論開発の動向を知り、理論の分析・評価を行う。</p> <p>第3回： 概念分析の手法と実際について学修する。</p> <p>第4回： 概念分析：国内外の研究事例を参照し、自身の興味・関心のある現象・概念の選定・手法の決定について学修する。</p> <p>第5回： 概念分析：概念について国内外の対象論文の概観について学修する。</p> <p>第6回： 概念分析：手法にあった結果の提示について学修する。</p> <p>第7回： 看護理論の活用可能性の評価、及び看護実践、研究、教育の場における理論教育について学修する。</p> <p>第8回： 概念分析の発表・まとめ</p>			
教育方法	講義、演習、プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 看護の知の構造を説明することができる。</p> <p>② 看護理論の成り立ちや構造を説明することができる。</p> <p>③ 概念分析の各手法について説明することができる。</p> <p>④ 興味関心のある現象についての概念分析を行い、概念について適切に説明することができる。</p> <p>⑤ 取り上げた看護理論の開発された背景、発展してきた歴史の変遷、特徴を分析し、研究や実践・教育への活用可能性について評価することができる。</p>			
評価方法・評価基準	<p>① 授業中のプレゼンテーション及びディスカッション (50%)</p> <p>② 概念分析のまとめ（レポート） (40%)</p> <p>③ 看護理論の活用可能性の評価（発表資料） (10%)</p>			

授業とDP・CPとの関連	<p>【DP：以下に該当】</p> <p>DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。</p> <p>DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。</p> <p>DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】</p> <p>CP1：グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基礎及び看護実践の発展をけん引するために必要な基盤を育成する科目</p>
準備学習	<p>事前学習：国内外の文献や資料を読み自己の考えをまとめ、プレゼンテーションとディスカッションの準備を行う。</p> <p>事後学習：講義で学んだことを整理し、まとめる。</p> <p>事前・事後学習をあわせ1コマにつき4時間程度を目安とする。</p>
教材	<p>【参考図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L. Rodgers, K. Knaf1 (2023). 看護における概念開発 基礎・方法・応用, 医学書院 ・L, Walker, K, Avant (2008). 看護における理論構築の方法, 医学書院 ・北素子, 谷津裕子 (2015) : 質的研究の実践と評価のためのサブストラクション, 医学書院 ・J. フォーセット(2008). フォーセット看護理論の分析と評価 新訂版, 医学書院

科目名	看護倫理学			
英文名	Advanced Seminar on Ethics in Nursing			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1単位
担当者	森一恵、加藤泰子、石田絵美子、澤井英明			
場所	講義室			
授業の目的	<p>① 生命倫理学・看護倫理学をもとに看護学の研究者に必要な倫理的課題をグローバルかつ学際的な視点から探求する能力を修得する。</p> <p>② 各研究領域での国内外の倫理的課題と研究方法について探求する能力を修得する。</p> <p>③ 研究の遂行に必要な研究倫理について考察し、研究計画書の倫理的配慮、同意書など研究に必要な倫理的課題を明確にした研究計画を策定できる。</p>			
授業の概要	<p>① 看護学を科学的に探究するために求められる倫理的基盤を養い、看護研究を開発し発展させるために取り組むべき国内外の倫理的課題を明確にし、その対処方法を開発する。</p> <p>② 看護学の発展に必要な研究の遂行において各研究領域における倫理的課題を抽出・分析し、対応するための能力を修得する。</p>			
各回の授業内容	<p>第1回：森・加藤 グローバルかつ学際的な視点から看護学の発展のための科学者としての倫理的課題を考察する。 ・受講者のこれまでの研究における倫理的課題。 ・受講者の専門領域における研究倫理に関する課題。</p> <p>第2回：森・加藤 科学及び看護学における倫理的視点と人権の擁護について学修する。 研究者の倫理と研究倫理に関する指針について学修する。</p> <p>第3回：森・加藤・石田 倫理学の基礎：規範倫理学、記述倫理学、倫理原則などについて学修する。 看護学における倫理の概念：パターンリズム、ジレンマ、ケアの倫理についての国内外の倫理的課題について学修する。</p> <p>第4回：森・加藤 応用倫理学：生命倫理、医療倫理、職業規範、研究倫理などについて学修する。 応用倫理学における倫理の概念：メタ倫理学、科学技術の倫理、ハラスメントについての国内外の倫理的課題について学修する。</p> <p>第5回：森・加藤 看護倫理の基礎 医学・看護学における倫理の変遷と看護職の倫理的責任について学修する。</p> <p>第6回：森・加藤 研究倫理の変遷 看護研究における倫理的課題：研究デザインと倫理的課題について学修する。</p> <p>第7回：森・加藤・澤井 研究倫理審査体制：多職種による倫理審査のありかたについて学修する。</p> <p>第8回：森・加藤 教育・研究機関における倫理教育について学修する。 臨床・実践機関における倫理教育について学修する。</p>			
教育方法	講義、演習、プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 生命倫理学・看護倫理学をもとに看護学の研究者に必要な倫理的課題をグローバルかつ学際的な視点から探求できる。</p> <p>② 各研究領域での倫理的課題と研究方法について探求できる。</p> <p>③ 研究の遂行に必要な研究倫理について探求できる。</p> <p>④ 研究計画書の倫理的配慮、同意書など研究に必要な倫理的課題を明確にできる。</p>			
評価方法・評価基準	<p>プレゼンテーション (70%) 最終のレポート課題 (30%)</p>			

<p>授業と DP・CP との関連</p>	<p>【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。 DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP1：グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基礎及び看護実践の発展をけん引するために必要な基盤を育成する科目</p>
<p>準備学習</p>	<p><事前学習> ゼミの課題については、事前に担当教員に一度担当教員に進め方を相談する。 <事後学習> ゼミでの課題の修正を行い、次回ゼミで修正した資料を共有する。</p>
<p>教材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加藤尚武：現代倫理学入門、講談社学術文庫、1997. ・トム・L. ビーチャム, ジェイムズ・F. チルドレス著：生命医学倫理（第5版）、麗澤大学出版会、2009. ・松井健志監修：相談事例から考える 研究倫理コンサルテーション、医歯薬出版、2022. ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会：科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得、丸善出版、2015. ・日本看護科学学会：看護研究上のモラルに関する提言、2007. <p>https://www.jans.or.jp/uploads/files/committee/rinri_moral.pdf</p>

科目名	看護システム開発学			
英文名	Advanced Seminar on Applied Information Technology for Nursing Practice			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義	1単位
担当者	井上正隆、石川洋子、山田覚、敷田幹文、藤井誠、仁木一順、中澤篤志			
場所	講義室			
授業の目的	看護実践の質向上に寄与する新たな看護システムを開発・変革するためのビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術の活用について、必要な概念及び基本的知識、研究手法を学び、EBN (Evidence Based Nursing) に基づいた看護実践を促進できる研究能力を養う。			
授業の概要	看護実践の質向上、EBNの実装に寄与する新たな看護システムを開発・変革するための具体的手法について学修する。従来の手法にとらわれない、革新的なシステム開発や変革の方略として、ビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術の活用について学修し、看護システムの開発やEBNに根ざした看護実践に活かす手法を修得する。また、効果的及び効率的に看護システムを変革していくために、修士課程（博士前期課程）での看護管理論や看護政策論、倫理学の知識を踏まえ、Society 5.0における看護システムの創造、変革のありようについて、グローバルかつ学際的な視点から検討する。			
各回の授業内容	<p>第1回：井上、山田 様々なデジタル技術の概要と仕組み、EBNに根ざした看護学と理工学の協働 看護システムへの応用、EBNの実装を念頭にして、様々なデジタル技術とその技術が持つ特性に焦点を当て、「繋がり、感知、計測する技術」、「データを蓄積し活用する技術」、「仮想現実を作る技術」、「人間の動きを代替、補助する技術」に分け、その概要と仕組みを理解する。</p> <p>第2回：山田、井上 システム開発論 システムとは何か、システムとサブシステムの関係、システム開発の実際について学修し、システム開発の基盤となる思考過程を修得する。</p> <p>第3回：敷田 繋がり、感知、計測する技術（センシングとIoT） ICT、センサリングとIoTの組み合わせによる現象の数量化についてその仕組みを学修し、看護学への応用を検討する。</p> <p>第4回：藤井 データを蓄積し活用する技術（ビックデータ、深層学習） NDPなどのビックデータを集積、分析する意義とその分析手法に関わる深層学習について学修し、看護学への応用を検討する。</p> <p>第5回：仁木 仮想現実を作る技術（VR、AR、メタバース） デジタル技術を用いた現実世界を再現する技術とその拡張可能性について学修し、看護学への応用を検討する。（できれば実例が良い）</p> <p>第6回：中澤 人間の動きを代替、補助する技術（ロボティクス） 現実世界で人間の動きを代替、補助する技術としてのロボティクスについて学修し、看護学への応用を検討する。</p> <p>第7回：石川 Society 5.0の哲学と倫理 Society 5.0時代の哲学と倫理について学修し、看護学への応用を検討する。</p> <p>第8回：井上、山田 Society 5.0における看護システムの変革の提案 学生が、学修したデジタル技術を用いて、看護実践の質向上、EBMの実装に寄与する。新たなシステム提案を行い、学修内容を共有する。</p>			

教育方法	講義、プレゼンテーション
到達目標	① 様々なデジタル技術の概要、仕組みを踏まえ、看護システムへの応用を提案することができる。 ② 国内、国際的な情勢を踏まえ、Society 5.0における看護システムの創造、変革のありようについて提案することができる。
評価方法 ・ 評価基準	プレゼンテーション (30%)、提出物の内容 (70%)
授業と DP・CP との関連	【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。 【CP：以下に該当】 CP1：グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基礎及び看護実践の発展をけん引するために必要な基盤を育成する科目
準備学習	予定されている授業内容について事前に提示するキーワードを予習し、予備知識を持って授業参加する。 第1回から7回の授業内容を踏まえ、第8回「Society 5.0における看護システムの変革の提案」でプレゼンテーションする資料を作成する。プレゼンテーションの内容は、必ずしも現在の技術で実現可能なものである必要はないが、「システム開発論」の内容を踏まえ、具体的な看護実践の質向上を目指すものであること。
教材	論文、省庁などの白書、参考書などの講読、クリティークをはじめ、無料のクラウドサービス等の利用を通し、思考と体験を通して学修する。 学修内容を踏まえ、研究、実践的課題を分析し、ディスカッション、個人プレゼンテーションを通して、具体的なシステム提案を行う。ディスカッションは、学生、科目担当教員に加え、テーマに興味のある看護学研究科教員なども参加することで活発な議論を促す。

科目名	看護ケア実践開発科学特講			
英文名	Higher Degree Seminar on Development of Evidence-Based Nursing Practice			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1単位
担当者	土田敏恵、鈴木みゆき			
場所	講義室			
授業の目的	グローバルかつ学際的な視点から看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における課題を探求し、理論的、実践的に探究する。			
授業の概要	看護学領域と周辺学問領域の諸理論を学修し、国内外の研究についてクリティークを行う。諸理論や国内外の研究並びにディスカッションを通して、看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における諸課題を分析し解決するための方略について考察する。			
各回の授業内容	<p>第1回・2回：土田、鈴木 グローバルな視点から看護の知の構造における歴史的変遷と理論的基盤について学修する。</p> <p>第3回：土田、鈴木 学際的研究の視点から看護の実践知と実践知研究について学修する。</p> <p>第4回：土田、鈴木 看護技術と看護ケアの開発に関する研究の理論的視座について学修する。</p> <p>第5回：鈴木 国内外の研究事例の紹介を通して看護技術の生理学的検証に関する課題について学修する。</p> <p>第6回：土田 国内外の研究事例の紹介を通して看護ケアの疫学的検証に関する課題について学修する。</p> <p>第7回：土田、鈴木 看護技術と看護ケアの開発における国内外の課題、その背景や影響する要因分析について学修する。</p> <p>第8回：土田、鈴木 Implementation Scienceを紹介し、看護技術と看護ケアの臨床実践現場への実装を通して発信・変革・教育について学修する。</p>			
教育方法	講義、演習、プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 看護学領域や周辺学問領域の諸理論に基づき、看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における国内外の課題、その背景や影響する要因について分析できる。</p> <p>② 看護技術と看護ケアの開発において国内外で実施されている研究について、批判的思考・創造的思考のもとで探求できる。</p> <p>③ エビデンスに基づく看護技術と看護ケアを実装するための方略について、発信・変革・教育をキーワードに探求できる。</p>			
評価方法・評価基準	<p>適切な文献選択とクリティーク (40%) プレゼンテーション (30%) プレゼンテーションとディスカッションによる考察の深まり (30%)</p>			
授業とDP・CPとの関連	<p>【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。 DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。</p>			
準備学習	<p>事前学習：指定された事前課題を行う。 事後学習：授業中のディスカッションで得られた新たな知見に関して学修する。</p>			
教材	授業の際に紹介する。			

科目名	看護教育学特講			
英文名	Higher Degree Seminar on Nursing Education			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1単位
担当者	前川幸子			
場所	講義室			
授業の目的	看護教育における研究課題と方法論をグローバル、かつ学際的な視点から検討・探求することで、エビデンスと実践を有機的に繋ぐための研究方法論の生成やモデル構築を目指す。			
授業の概要	看護学教育実践における諸理論や主要概念について国内外の実践上、研究上の動向を検証する。看護学教育における諸課題を分析し解決するための方略について考察する。			
各回の授業内容	<p>第1回・2回：前川 教育・学習における歴史的変遷と理論的哲学的基盤について学修する。</p> <p>第3回：前川 教育実践に関する研究の理論的視座について学修する。</p> <p>第4回：前川 看護実践現場における教育的課題について学修する。</p> <p>第5回：前川 看護教育実践と反省的实践について学修する。</p> <p>第6回：前川 看護教育実践における研究課題と研究方法論の生成について学修する。</p> <p>第7回：前川 看護教育実践の基盤となる概念枠組みと主要理論の概観について学修する。</p> <p>第8回：前川 研究計画書の作成に向けた予備的検討について学修する。</p>			
教育方法	講義、演習、プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 看護教育学における諸理論をもとに、実践現場における諸問題について、その背景や発生に影響を及ぼしている要因を分析する。</p> <p>② 上記を解決するための研究課題を明確にし、看護教育学領域における看護研究の課題や方法的な課題を検討・探求する。</p> <p>③ 看護における高度な実践に着目し、それを明らかにするための研究方法論の開発や、モデル・理論構築の方法論について批判的思考、創造的思考のもとに探求する。</p>			
評価方法・評価基準	レポート (60%) プレゼンテーション (40%)			
授業とDP・CPとの関連	<p>【DP：以下に該当】</p> <p>DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。</p> <p>DP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。</p> <p>DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】</p> <p>CP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。</p>			
準備学習	<p><事前学習> ゼミの課題については、事前に担当教員に一度進め方を相談する。</p> <p><事後学習> ゼミでの課題の修正を行い、次回ゼミで修正した資料を共有する。</p>			

教材	<p>看護研究 第2版—原理と方法 著者名：D.F. ポーリット&C.T. ベック 出版社・出版年：医学書院, 2010</p> <p>D F.Polit,C T Beck, (2017). N u r s i n g R e s e a r c h,Generathing and Assessing Evidence for Nursing Practice(10th ed.).Wolters Kluwer.</p> <p>P Griffith,J Bridges, (2010).N u r s i n g R e s e a r c h Methods(1st ed).SAGE Publications.</p> <p>D A.Schon, (1984).The Reflective Practitioner.Basic Books.</p> <p>その他随時提示する。</p>
----	--

科目名	政策・管理看護学特講			
英文名	Higher Degree Seminar on Nursing Policy & Management			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1単位
担当者	林千冬			
場所	講義室			
授業の目的	質の高い看護サービスの提供を可能とする組織とシステムのあり方について、個々の医療機関レベルから国内外の政策レベルに至る全体を俯瞰の上で検討した上で、変革を要する課題とその研究論を追究する。			
授業の概要	看護学政策・管理学における国内外の取り組みと課題、研究の動向について様々な先行文献を検証し、クリティークやディスカッションを通して理解を深め、興味のあるテーマの課題と研究方法を検討する。			
各回の授業内容	<p>第1回：林 オリエンテーション 看護管理・政策に関する各自の関心・問題意識を共有する。</p> <p>第2回～5回：林 看護管理・政策に関して、各自が関心のある現象について、国内外の文献・書籍の検討を通して理解を深めるとともに、自己の研究テーマを検討する。 ・様々な施設における看護サービスの管理をめぐる現象 ・地域における看護サービス管理をめぐる現象 ・現下の看護管理者教育に関する制度と教育課程をめぐる現象 ・その他、議論・検討から新たに見出された課題について適宜検討</p> <p>第6回・7回：林 各自が選択した現象を探究することが、看護学の知の蓄積と看護実践の開発の双方において、どのように貢献するかについて考察し、実装化に向けた教育について検討することができる。</p> <p>第8回：林 まとめ</p>			
教育方法	講義・演習・プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 看護政策・管理学における課題を説明できる。</p> <p>② 看護政策・管理学における関心のあるテーマや関連する概念を理解し説明できる。</p> <p>③ 看護政策・管理学領域における先行研究の動向を説明できる。</p> <p>④ 看護政策・管理学において取り組みたい研究テーマを説明できる。</p> <p>⑤ 知見の実装化に求められる教育について説明することができる。</p>			
評価方法・評価基準	<p>適切な文献の選択とクリティーク (30%) 適切かつ正確な資料に基づく適切なプレゼンテーション (30%) プレゼンテーションとディスカッションを通じ、考察が深められているか (30%) 学生相互に適切かつ生産的な助言・意見交換がなされているか (10%)</p>			
授業とDP・CPとの関連	<p>【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。 DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。</p>			

準備学習	<p>〈事前学習〉 各回のテーマの学生の関心のある研究課題について文献を収集し、検討し、レポートを作成する。</p> <p>〈事後学習〉 講義内でディスカッションした内容から、さらに必要な情報収集と検討を行い、レポートに追加する。</p>
教材	適宜指定する

科目名	高度実践開発看護学特講			
英文名	Higher Degree Seminar on Advanced Nursing Care			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1 単位
担当者	森一恵、府川晃子			
場所	講義室			
授業の目的	<p>高度な医療レベルを必要とする個人と家族を対象に、療養生活の支援に必要な専門的看護援助・患者教育方法などの看護実践や患者教育について研究論文のレビューを行う。周手術期看護、クリティカルケア、救急看護、がん看護の視点を重視した専門分野における課題を明確にし、最新の知見や動向、さらには 知識の創出や看護ケアの開発について理解を深め、関心ある研究テーマへと発展させるための理論開発及び研究手法を検討する。その上で、広く国内外の看護実践について吟味し、専門分野を含む学際的な視点に基づいた新たな看護実践の概念枠組み及びケアの質を向上し、広く実装するための教育力を高める。以上のような看護の適用に貢献できる研究テーマと研究方法を検討することで、新たな看護学の知見を臨床で実装し、広く共有するための教育力を養う。</p>			
授業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高度実践開発看護学における理論・概念、研究の動向について文献レビューを行う。 ・クリティカルケア、周手術期ケアなど治療期にある患者の療養生活の課題について明らかにする。 ・治療期から終末期までの意思決定に関わる諸課題を明らかにする。 ・高度な看護実践を臨床現場に適用するための方略を構築する教育力を養う。 ・高度実践開発看護学における関心あるテーマについて課題を明確にする。 			
各回の授業内容	<p>第1回：森・府川 高度実践開発看護学における理論・概念と研究の動向について学修する。</p> <p>第2回：森 クリティカルケアを受ける患者の療養生活に関する課題を明確化する。</p> <p>第3回：森 周手術期患者の療養生活に関する課題について学修する。</p> <p>第4回：森 治療・予後の意思決定に関する課題について学修する。</p> <p>第5回：府川 治療期にあるがん患者の療養生活に関する課題について学修する。</p> <p>第6回：府川 終末期にあるがん患者の看護における課題について学修する。</p> <p>第7回：森・府川 患者の療養支援に携わる医療従事者の課題を明確化する。</p> <p>第8回：森・府川 関心のある研究テーマに関連したプレゼンテーション 学生の関心ある課題について、研究の動向と関連する概念や理論、臨床現場に適用するための方略についてプレゼンテーションする。</p>			
教育方法	講義、演習、プレゼンテーション			
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> ① 高度実践開発看護学分野における国内外の課題を説明できる。 ② 学生の関心領域の課題に関連する概念や理論について説明できる ③ 学生の関心領域の課題に関する研究の動向をプレゼンテーションできる。 ④ 高度な看護実践を臨床現場に適用するための方略について説明できる。 			
評価方法・評価基準	<p>課題レポート70%</p> <p>プレゼンテーション30%</p>			

<p>授業と DP・CP との関連</p>	<p>【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。 【CP：以下に該当】 CP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。</p>
<p>準備学習</p>	<p><事前学習> ゼミの課題については、事前に担当教員に一度進め方を相談する。 <事後学習> ゼミでの課題の修正を行い、次回ゼミで修正した資料を共有する。</p>
<p>教材</p>	<p>適宜ゼミで紹介する。</p>

科目名	生活支援開発看護学特講			
英文名	Higher Degree Seminar on Community & Family Health Nursing			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期	選択科目	講義・演習	1単位
担当者	神崎初美、今野理恵、堀口和子、西村明子			
場所	講義室			
授業の目的	病院及び在宅で生活・療養するあらゆるライフステージにある人々の健康問題や健康課題を生活者としての視点を中心にグローバルかつ学際的に捉え、国内外の文献を系統的に検索して過不足なく収集し、適切にクリティークすることを通して、知識の創出や看護ケア開発の可能性について検討する。また、トランスレーショナルリサーチの手法を用いて、研究成果を臨床現場に実装化する方法について探求する。また、看護職への教育力の向上を目指す。これらのプロセスを通して各自の研究課題を明確にする。			
授業の概要	健康問題・健康課題を生活者の視点で多角的に文献を収集・検討する。研究エビデンスの実装化の方向性と臨床に実装化する方法を検討する。			
各回の授業内容	<p>第1・2回：神崎 学生の関心ある概念や健康課題について慢性看護学領域を中心とし学際的に幅広い文献収集を実施し、得られた文献を考察し学修を深める。</p> <p>第3・4回：堀口 学生の関心のある地域・在宅看護における健康課題について、医療保健福祉制度、社会情勢、経済、文化・価値観など学際的な視点で国内外の文献を検討し、新たな看護の開発と実装化に向けて検討する。</p> <p>第5・6回：西村 学生の関心のあるリプロダクティブヘルスにおける課題について、ライフステージ、医療、教育、倫理、文化、歴史的側面など学際的な視点で幅広く国内外の文献を検討し、今後の研究の方向性や研究成果を臨床現場に実装化する方法について検討する</p> <p>第7・8回：今野 学生の関心のある高齢者ケア関連の課題について、国内外の先行研究を検討し理解と考察を深めるとともに、研究エビデンスの実装化に求められる教育について検討する。</p>			
教育方法	講義、演習、プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 看護の対象者を生活者として支援するための課題を明らかにし説明できる。</p> <p>② 健康課題について多角的、学際的に文献を収集してクリティークし、研究の方向性と臨床に実装化する方法、及び必要となる教育について検討することができる。</p> <p>③ 学生の研究課題を明確にできる。</p> <p>④ 知見の実装化に求められる教育について説明することができる。</p>			
評価方法・評価基準	<p>課題レポート (70%)</p> <p>プレゼンテーション (30%)</p>			

<p>授業と DP・CP との関連</p>	<p>【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 DP4：次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP2：専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する。</p>
<p>準備学習</p>	<p>〈事前学習〉 各回のテーマの学生の関心のある研究課題について文献を収集し、検討し、レポートを作成する。 〈事後学習〉 講義内でディスカッションした内容から、さらに必要な情報収集と検討を行い、レポートに追加する。</p>
<p>教材</p>	<p>適宜、講義内で紹介する。</p>

科目名	特別研究 I			
英文名	Special Research Project for PhD I			
科目概要	博士後期課程 1年通年	必修科目	演習	2単位
担当者	今野 理恵、土田 敏恵、森 一恵、神崎 初美、堀口 和子、林 千冬、鈴木 みゆき、 府川 晃子、西村 明子、島 正之、澤井 英明、廣金 和枝、田村 康子、石原 あや、 前川 幸子、藤本 浩一、井上 満代、井上 正隆、川内 恵美子、加藤 泰子、藤井 加那子、 石田 絵美子			
場所	講義室			
授業の目的	① 専門分野における課題を分析・解決するため、研究計画立案に関する応用能力を修得する。 ② 学生個々の専門分野において、文献レビュー等により研究状況を明らかにし、テーマの選択、研究意義、研究目的、概念枠組み、調査方法、分析方法を吟味し、研究デザインを明確にする。			
授業の概要	① 関心領域の文献レビューを行い多角的に研究課題を検討する。 ② 研究課題について研究デザインを検討し、研究計画案を作成する。 ③ 研究計画書について指導教員以外から広く意見を得る機会を持ち、研究倫理審査を受ける準備をする。			
各回の授業内容	<p>第1回～4回：主指導教員、副指導教員 関心領域における課題について、先行研究、実践報告のレビュー、フィールドワークから研究課題及び方法論を明確化する。</p> <p>第5回～8回：主指導教員、副指導教員 研究計画書を作成する。</p> <p>第9回・10回：主指導教員、副指導教員 研究遂行に必要な具体的な倫理的配慮の内容を計画する。</p> <p>第11回・12回：研究指導教員、研究指導補助教員※ 研究計画書について、中間報告会 I でプレゼンテーションを行い、教員からの多角的な意見を得る。 ※主指導教員、副指導教員以外の研究指導教員、研究指導補助教員も含む</p> <p>第13回・14回：主指導教員、副指導教員 中間報告会 I の意見を参考に研究計画書を修正し、看護学研究科教授会での審査を受ける準備を行う。</p> <p>第15回：主指導教員、副指導教員 研究倫理審査を受ける準備を行う。</p> <p>【研究指導体制】</p> <p>① 主指導教員と副指導教員の複数指導体制をとる。 ② 中間報告会 I で研究計画を発表し、助言に基づき研究計画書の修正を行い完成度を高める。 ③ 年度末に研究活動報告書を、学生と共に検討する。主指導教員と共に検討した研究指導計画書を学生が提出し、自らの研究活動についてリフレクションを行う。</p>			
教育方法	演習、プレゼンテーション			
到達目標	① 自らの専門分野における課題を明確にできる。 ② 研究の意義と研究目的を記述できる。 ③ 研究課題に関する文献検討を記述できる。 ④ 研究目的に適合する対象・調査内容・調査方法・分析方法を吟味し記述できる。 ⑤ 研究遂行に必要な倫理的配慮を計画できる。			

<p>評価方法 ・ 評価基準</p>	<p>文献レビューの充実 (30%) 研究計画書の内容の充実 (30%) 中間報告会 I におけるプレゼンテーション (20%) 中間報告会 I における質疑に対する応答の適切さ (10%) 研究遂行における倫理的配慮 (10%) 上記の内容を主指導教員が評価する。</p> <p>※中間報告会 I で受けた助言に基づき修正した研究計画書を、看護学研究科教授会で審議し承認する。</p>
<p>授業と DP・CP との関連</p>	<p>【DP：以下に該当】 DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP3：専門科目の履修で明確になった課題を研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる力を育成する。 基礎科目及び専門科目での学修をふまえ、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得できるよう構成する。</p>
<p>準備学習</p>	<p><事前学習> ゼミの課題については、事前に担当教員に一度担当教員に進め方を相談する。 <事後学習> ゼミでの課題の修正を行い、次回ゼミで修正した資料を共有する。</p>
<p>教材</p>	<p>適宜ゼミで紹介する。</p>

科目名	特別研究Ⅱ			
英文名	Special Research Project for PhD Ⅱ			
科目概要	博士後期課程 2年通年	必修科目	演習	2単位
担当者	今野 理恵、土田 敏恵、森 一恵、神崎 初美、堀口 和子、林 千冬、鈴木 みゆき、府川 晃子、西村 明子、島 正之、澤井 英明、廣金 和枝、田村 康子、石原 あや、前川 幸子、藤本 浩一、井上 満代、井上 正隆、川内 恵美子、加藤 泰子、藤井 加那子、石田 絵美子			
場所	講義室			
授業の目的	研究計画に基づき、調査を実施し収集したデータを分析し、結果をまとめ考察する一連のプロセスを実施し研究実践能力を養う。			
授業の概要	① 研究計画書について研究倫理審査の結果を受け、研究の実施を具体的に進める。 ② 研究計画書に基づいて研究を遂行し、得られたデータを分析・考察する。 ③ 研究の進捗状況をまとめて発表し、研究のリフレクションと修正を検討する。			
各回の授業内容	第1回・2回：主指導教員、副指導教員 研究計画書の審査及び研究倫理審査の結果を受けて、研究実施に向け準備する。 第3回～8回：主指導教員、副指導教員 研究計画に従いデータ収集を行う。得られたデータを分析し、研究目的に基づいて分析結果をまとめ解釈を深める。 第9回～11回：主指導教員、副指導教員 分析結果に基づき、研究目的と意義に沿って考察する。 研究を学位論文として執筆する。 研究の進捗状況をまとめ、中間報告会Ⅱの準備をする。 第12回：研究指導教員、研究指導補助教員※ 中間報告会Ⅱでプレゼンテーションする。 ※主指導教員、副指導教員以外の研究指導教員、研究指導補助教員も含む 第13回～15回：主指導教員、副指導教員 中間報告会Ⅱで受けた意見をもとにデータの分析・解釈を深化させるとともに、必要に応じて研究計画の修正を行う。 年度末に実施した研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を主指導教員と共に検討し提出する。 自らの研究活動についてリフレクションを記録し、研究遂行に関する課題を明確にする。 研究活動報告書の内容を看護学研究科教授会にて審査を受ける準備を行う。 【研究指導體制】 ① 研究主指導教員と副指導教員の複数指導體制をとる。 ② 中間報告会Ⅱで研究の進捗状況について報告するため、研究主指導教員・副指導教員が資料及びプレゼンテーションについて指導する。 ③ 2年次3月末に、実施した研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を、学生と共に検討する。 指導教員と共に検討した研究活動報告書を学生が提出し、自らの研究活動についてリフレクションを行う。 ④ 学位論文作成過程において、研究主指導教員・副指導教員が必要に応じて執筆内容の修正を指導する。			
教育方法	演習、プレゼンテーション			

到達目標	① 看護学部研究科教授会で承認された研究計画に従い、調査を実施できる。 ② 調査から得られたデータを、研究目的にそって分析できているかを確認できる。
評価方法 ・ 評価基準	研究データの収集 (30%) 研究データの分析 (20%) 中間報告会Ⅱにおけるプレゼンテーション (20%) 中間報告会Ⅱで得た意見に基づく計画修正 (20%) 研究遂行における倫理的配慮 (10%)
授業と DP・CP との関連	<p>【DP：以下に該当】</p> DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。 <p>【CP：以下に該当】</p> CP3：専門科目の履修で明確になった課題を研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる力を育成する。 基礎科目及び専門科目での学修をふまえ、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得できるよう構成する。
準備学習	<事前学習> ゼミの課題については、事前に担当教員に一度担当教員に進め方を相談する。 <事後学習> ゼミでの課題の修正を行い、次回ゼミで修正した資料を共有する。
教材	適宜ゼミで紹介する。

科目名	特別研究Ⅲ			
英文名	Special Research Project for PhD III			
科目概要	博士後期課程 3年通年	必修科目	演習	4単位
担当者	今野 理恵、土田 敏恵、森 一恵、神崎 初美、堀口 和子、林 千冬、鈴木 みゆき、 府川 晃子、西村 明子、島 正之、澤井 英明、廣金 和枝、田村 康子、石原 あや、 前川 幸子、藤本 浩一、井上 満代、井上 正隆、川内 恵美子、加藤 泰子、藤井 加那子、 石田 絵美子			
場所	講義室			
授業の目的	「特別研究Ⅱ」で受けたリフレクションをもとに学位論文の作成を通して、研究の一貫したプロセスを遂行する研究実践能力を養う。			
授業の概要	学位論文に関連する論文をまとめ、学術誌に投稿する。			
教育内容	<p>第1回～20回：主指導教員、副指導教員 収集したデータのとその分析について主指導教員から適宜、指導を受ける。 研究の手法に合わせて研究の一貫性、妥当性などを検討し論文をブラッシュアップする。</p> <p>第21回～30回：主指導教員、副指導教員 学位論文に関連する論文を学術誌に投稿する。</p> <p>【研究指導体制】</p> <p>① 主指導教員と副指導教員の複数指導体制をとる。 ② 中間報告会Ⅱでのリフレクションを参考に学位論文及び学位論文に関連する論文をまとめる。 ③ 学位論文に関連する論文を学術誌に投稿できるように指導する。</p>			
教育方法	演習、プレゼンテーション			
到達目標	<p>① 看護学研究科教授会で承認された研究計画に従い、調査を実施できる。 ② 調査から得られたデータを、研究目的にそって分析できているかを確認できる。 ③ 学位論文に関連する論文を投稿できる。</p>			
評価方法・評価基準	学位論文に関連する論文を2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体等に所属している学会の学術誌に1編以上筆頭著者として投稿したことをもって合格とする。			
授業とDP/CPとの関連	<p>【DP：以下に該当】</p> <p>DP1：グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。 DP2：国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。 DP3：看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】</p> <p>CP3：専門科目の履修で明確になった課題を研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる力を育成する。 基礎科目及び専門科目での学修をふまえ、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得できるよう構成する。</p>			
準備学習	<p><事前学習> ゼミの課題については、事前に担当教員に一度担当教員に進め方を相談する。 <事後学習> ゼミでの課題の修正を行い、次回ゼミで修正した資料を共有する。</p>			
教材	適宜ゼミで紹介する。			

兵庫医科大学大学院看護学研究科博士前期課程 学位論文審査に関する内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、兵庫医科大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）に基づき、看護学研究科（以下「本研究科」という。）博士前期課程における学位論文審査及び最終試験に関する必要な事項を定める。

（学位論文審査の申請資格）

第2条 学位論文審査の申請資格を有する者とは、本研究科博士前期課程に1年以上在学し、学位論文又は課題研究報告書以外の単位を修得又は修得見込みの者で、学位論文審査及び最終試験に合格することによって、本研究科博士前期課程の修了が見込める者とする。

（学位論文審査の申請書類の提出）

第3条 学位論文審査を申請する者は、指導教員の承認を得た上で、次に掲げる書類を大学院学位規程に従い提出するものとする。

- （1）学位論文審査申請書
- （2）学位論文 又は 課題研究報告書
- （3）学位論文要旨

（学位論文審査の申請書類の提出期限）

第4条 前条に定める書類の提出期限は、毎年度1月とする。なお、9月修了の場合には、前条に定める書類の提出期限を学位論文審査の申請年度の7月とする。

（学位論文の審査委員会）

第5条 大学院学位規程により、本研究科教授会は学位論文ごとに本研究科教授会構成員3名からなる学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

- ② 審査委員会の設置及び審査委員は、学位論文提出2か月前の研究科教授会で決定する。
- ③ 審査委員会は、主査1名、副査2名の計3名の審査委員とする。
 - 1) 主指導教員は審査委員になることができない
 - 2) 主査は、研究指導教員とし、学生が専攻する領域外から選出する
 - 3) 副査は、研究指導教員あるいは研究指導補助教員から選出する

（学位論文審査）

第6条 審査委員会は公聴会において、学位論文の審査基準に従い学位論文審査を行う。

- ② 学位論文審査基準については、別に定める。
- ③ 学位論文審査の時期及び方法は研究科教授会が決定し、周知する。

（最終試験）

第7条 審査委員会は最終試験を実施し、学位論文及び関連する授業科目について口頭又は筆答により行う。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験終了後、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって研究科教授会に報告する。

(研究科教授会での評価)

第9条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(学長への報告)

第10条 研究科長は、研究科教授会の評価結果を学長に報告する。

(学位の授与)

第11条 学長は、研究科長の報告により、学位の授与を決定する。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

※なお、9月修了の場合には、第4条の1月を学位申請年度の7月とする。

兵庫医科大学大学院学則（案）

第1章 総 則

（設置）

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

（目的）

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

（研究科の目的）

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医療・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究成果を世界に発信するとともに、広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見・問題解決能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。これにより、研究成果を世界に発信するとともに、地域社会に還元し、薬学の進歩と医療の発展に貢献できる薬剤師や薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成する。
- 4 リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学専攻を設け、リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の育成並びに、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者・教育者を育成する。

（内部質保証）

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 リハビリテーション科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(課程の目的)

第7条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

- ② 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

- ② 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。
- ③ 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。
- ④ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)
- ⑤ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

(研究科長)

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

(研究科教授会等)

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
 - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
 - 2 薬学研究科、看護学研究科及びリハビリテーション科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
 - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程に関する事項
 - 5 教員の人事に関する事項
 - 6 研究に関する事項
 - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - 8 学位論文に関する事項
 - 9 研究科の運営に関する重要な事項
 - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるこ

きる。

⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第11条の2 本学に本学大学院の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

② 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出のものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位数に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位数に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)について、本学大学院において修得した単位

として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

- ② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
	先端医学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
		博士後期課程	博士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士(医療科学)
		博士後期課程	博士(リハビリテーション科学)

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、兵庫医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。

③ その他学位に関する必要な事項は、学位規程に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

② 前項第3号から5号については、別に定める。

③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程又は薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- ② 看護学研究科博士前期課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科博士前期課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
 - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- ③ 看護学研究科博士後期課程又はリハビリテーション科学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 1 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を 授与された者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認められた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転学、転入学)

第36条 本学大学院から他の大学の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- ② 学長は、他の大学の大学院から本学大学院へ転入学を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。
- ③ 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(転科)

第37条 学長は、本学大学院に在籍する者で、本学の他の研究科に転科を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。
- ③ その他研究科の転科に関する事項は別に定める。

(再入学)

第38条 学長は、第35条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者がいるときは、欠員のある場合又は教育に妨げのない場合に限り、相当の学年に入学を許可することがある。

- ② 既に履修した授業科目、修得した単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第40条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第8条の在学年限を超えた者

- 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
 - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
 - 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- ② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

- 第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。
- ② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

- 第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。
- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。
- ③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。
- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
 - 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
 - 3 学生の本分に背く行為
 - 4 本学の名誉を汚す行為
 - 5 本学の学則及び規程に違反する行為
 - 6 研究倫理に反する行為
 - 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- ④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。
- ⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

- 第45条 入学検定料及び授業料等については、別表1に示すとおりとする。
- ② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。
- 1 医学研究科
一年分 4月1日から4月15日まで
 - 2 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第46条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第48条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第49条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第50条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第51条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第52条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第 1 1 章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第 5 3 条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第 1 2 章 学則の改廃

(改廃)

第 5 4 条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 9 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 6 2 年 5 月 2 5 日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 1 1 月 2 0 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 2 月 2 4 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日において現に兵庫医科大学の大学院生である者（第1学年次に在籍する者は除く）及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、なお、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、第40条を除き、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月27日から施行する。ただし、入学資格の改正については、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年11月26日から施行し、第14条第3項の規定ならびに別表の改正については、2020年4月1日から適用する。

附 則

- ①この改正は、2022年4月1日から施行する。
- ②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

附 則

この改正は、2022年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、2023年4月1日から施行する。なお、従前記載の別表1（専攻別授業

科目及び単位数)を削除する。また、別表2を別表1に変更する。

附 則

- ①この改正は、2024年4月1日から施行する。
- ②医療科学研究科 医療科学専攻は、2024年4月1日よりリハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻に名称を変更する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

別表 1

単位 (円)

研究科名	課程	入学 検定料	入学金	授業料 (年額)	教育 充実費 (年額)	学費 (年額)
医学研究科	博士課程	30,000	100,000	150,000	100,000	250,000
薬学研究科	博士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
看護学研究科	博士前期課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
	博士後期課程	30,000	100,000	500,000	100,000	600,000
リハビリテー ション科学 研究科	修士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
	博士後期課程	30,000	100,000	500,000	100,000	600,000

※学費：授業料と教育充実費の合計

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則（案）</p> <p>第1条、第2条（省略）</p> <p>（研究科の目的）</p> <p>第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1号、2号（省略）</p> <p>3 <u>看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成する。</u></p> <p>4 <u>リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学専攻を設け、リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の育成並びに、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者・教育者を育成する。</u></p>	<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則</p> <p>第1条、第2条（省略）</p> <p>（研究科の目的）</p> <p>第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1号、2号（省略）</p> <p>3 <u>看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。</u></p> <p>4 <u>リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。</u></p>

第4条、第5条（省略）

（専攻、課程及び定員等）

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

（課程の目的）

第7条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を

第4条、第5条（省略）

（専攻、課程及び定員等）

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名

（課程の目的）

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とす

養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。

③ 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

④ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
(以下「長期履修」という。)

⑤ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第9条～第15条 (省略)

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めるときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において

る。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
(以下「長期履修」という。)

④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第9条～第15条 (省略)

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めるときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において

研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

第17条～第21条（省略）

（修了要件）

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科が行う学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとす。

② 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

③ 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、各研究

研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

第17条～第21条（省略）

（修了要件）

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科

科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条、第24条（省略）

（学位の授与）

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士（医学）
	先端医学専攻	博士課程	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	<u>博士前期課程</u>	修士（看護学）
		<u>博士後期課程</u>	博士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士（医療科学）
		<u>博士後期課程</u>	博士（リハビリテーション科学）

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、兵庫医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条、第24条（省略）

（学位の授与）

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士（医学）
	先端医学専攻	博士課程	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	<u>修士課程</u>	修士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士（医療科学）

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規

<p>③ その他学位に関する必要な事項は、<u>学位規程</u>に定める。</p> <p>第26条～第29条（省略）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第30条 医学研究科博士課程又は薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者 2 修士の学位又は専門職学位を有する者 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者 5 文部科学大臣の指定した者 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者 <p>② 看護学研究科<u>博士前期課程</u>又はリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科<u>博士前期課程</u>においては、看護師免許を取得している者とする。</p>	<p><u>程</u>（以下「<u>学位規程</u>」という。）に定める。</p> <p>第26条～第29条（省略）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者 2 修士の学位又は専門職学位を有する者 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者 5 文部科学大臣の指定した者 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した<u>もの</u> <p>② 看護学研究科<u>修士課程</u>及びリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科<u>修士課程</u>においては、看護師免許を取得している者とする。</p>
--	--

<p>1 大学を卒業した者</p> <p>2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者</p> <p>3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者</p> <p>5 文部科学大臣の指定した者</p> <p>6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</p> <p><u>③ 看護学研究科博士後期課程又はリハビリテーション科学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>1 修士の学位又は専門職学位を有する者</u></p> <p><u>2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>6 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>7 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者</u></p>	<p>1 大学を卒業した者</p> <p>2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者</p> <p>3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者</p> <p>5 文部科学大臣の指定した者</p> <p>6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの</p>
---	--

と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第31条～第54条（省略）

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
（省略）

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

第31条～第54条（省略）

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
（省略）

別表 1

単位 (円)

研究科名	課程	入学 検定料	入学金	授業料 (年額)	教育 充実費 (年額)	学費 (年額)
医学研究科	博士課程	30,000	100,000	150,000	100,000	<u>250,000</u>
薬学研究科	博士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>500,000</u>
看護学研究科	博士前期課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>500,000</u>
	博士後期課程	<u>30,000</u>	<u>100,000</u>	<u>500,000</u>	<u>100,000</u>	<u>600,000</u>
リハビリテーション科学研究科	修士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>500,000</u>
	博士後期課程	<u>30,000</u>	<u>100,000</u>	<u>500,000</u>	<u>100,000</u>	<u>600,000</u>

※学費：授業料と教育充実費の合計

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合があります。

別表 1

単位 (円)

研究科名	課程	入学 検定料	区分			
			入学金	授業料 (年額)	教育充実 費 (年額)	区分合計
医学研究科	博士課程	30,000	100,000	150,000	100,000	<u>350,000</u>
薬学研究科	博士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>600,000</u>
看護学研究科	修士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>600,000</u>
リハビリテーション科学研究科	修士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>600,000</u>

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合があります。

兵庫医科大学学位規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位及び付記する分野の名称は、別表のとおりとする。

（学位授与の要件）

第3条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

- ② 学士の学位は、学士課程を修了した者に授与する。
- ③ 修士の学位は、大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。
- ④ 博士の学位は、大学院博士課程及び博士後期課程を修了した者に授与する。なお、医学研究科における課程を経ない者の学位の授与は、第12条に定める。

（学位の申請）

第4条 修士又は博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

- ② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（学位論文の受理）

第5条 修士又は博士の学位論文は、学長が受理する。

- ② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- ③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

（審査委員会）

第6条 修士又は博士の学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、研究科教授会構成員3名から成る学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会の任務）

第7条 前条に規定する審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- ② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（最終試験）

第8条 最終試験は、修士又は博士の学位論文及び関連する授業科目について口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 修士又は博士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって研究科教授会に報告する。

(研究科教授会での評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(医学研究科における課程を経ない者の学位の申請・審査・試験等)

第12条 学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

- ② 申請者は指導教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。
- ③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上添付する。
- ④ 医学研究科に4年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。
- ⑤ 医学研究科を所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。
- ⑥ 試験は、学位論文及び関連ある領域について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて当該課程を修了した者と同等以上の学識を有するか否かについて確認するものとする。
- ⑦ 学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第11条を準用する。この場合において「最終試験」は、「試験」と読み替えるものとする。
- ⑧ 学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、医学研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学長への報告)

第13条 学部長は、卒業の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

- ② 研究科長は、研究科教授会の評価結果を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第14条 学長は、学部長及び研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に、別表様式の学位記を授与する。

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

第15条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

② 前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

② 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 博士の学位を授与したときは、本学は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

(博士の学位授与の報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の名称の使用)

第19条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

2 その榮譽を汚辱する行為があったとき

② 前項の審議は、教授会又は研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決する

には、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式の通りとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 修士課程及び博士前期課程、博士課程及び博士後期課程の学位論文審査料は免除、医学研究科の課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(博士学位論文の保存)

第24条 博士の学位を授与された者の提出論文は、論文全文データを兵庫医科大学機関リポジトリに登録することにより、大学として保存する。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合に

ついて適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

別表 (学位の名称及び付記する分野の名称)

(1) 学士の学位 (学士課程)

学部	学科	学位
医学部	医学科	学士(医学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

(2) 修士の学位

(看護学研究科：博士前期課程)

(リハビリテーション科学研究科：修士課程)

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士(医療科学)

(3) 博士の学位

(医学研究科・薬学研究科：博士課程)

(看護学研究科・リハビリテーション科学研究科：博士後期課程)

研究科	専攻	学位
医学研究科	医科学専攻	博士(医学)
	先端医学専攻	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	博士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	博士(リハビリテーション科学)

別表様式（学位記）

【医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部 学士課程】

学位記	第 号
	氏 名
	年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科の課程を修了し所定の学修成果に到達したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する	
	年 月 日
兵庫医科大学長	印

【看護学研究科 博士前期課程】

【リハビリテーション科学研究科 修士課程】

学位記	第 号
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇学）の学位を授与する。	
	年 月 日
兵庫医科大学長	印

【医学研究科 博士課程】

甲 第 号	学位論文名	学位記
	兵庫医科大学長	氏名
	年 月 日	年 月 日生
	印	

本学大学院医学研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する

【薬学研究科 博士課程】

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科 博士後期課程】

学位記	甲第 号
	氏名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し下記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する	
学位論文名	
	年 月 日
	兵庫医科大学長 印

【医学研究科 課程を経ない者】

乙第 号	学位論文名	学位記
	年 月 日	氏 名
兵庫医科大学長		日生
印		

本大学に左記学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する

兵庫医科大学大学院看護学研究科履修規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

（履修手続き）

第2条 学生は学年の始めに前期及び後期に履修しようとする授業科目を定め、履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

② 履修届提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときには指導教員と当該担当教員の了承を得て看護学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に変更を願い出ることができる。

（履修の禁止）

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- 1 授業時間が重複する授業科目
- 2 専門教育における専攻分野以外の演習科目

（成績の評価）

第4条 成績評価は、優、良、可を合格とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

評価	評点
優	100点から80点まで
良	79点から70点まで
可	69点から60点まで
不可	59点以下

（単位の認定）

第5条 試験及びレポート等による成績評価に基づき単位認定を行う。

（博士前期課程の修了要件）

第6条 看護学基礎研究領域においては32単位以上、看護学課題研究・高度実践領域においては42単位以上の単位修得並びに学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

② 博士前期課程の修了に必要な単位の内訳は、次のとおりとする。なお、科目及び科目毎の単位数については、別に定める。

看護学研究科 博士前期課程 履修単位

科 目	看護学基礎研究領域	看護学課題研究・高度実践領域
共通科目（修士・博士前期課程）	2 単位以上	2 単位以上
看護学共通科目 A	4 単位以上	8 単位以上
看護学共通科目 B		6 単位
看護学専門分野専門科目	10 単位以上	14 単位以上
看護学実習科目		10 単位
特別研究	10 単位	
課題研究		2 単位

（博士後期課程の修了要件）

第 7 条 1 4 単位以上の単位修得並びに学位論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

② 博士後期課程の修了に必要な単位の内訳は、次のとおりとする。なお、科目及び科目毎の単位数については、別に定める。

看護学研究科 博士後期課程 履修単位

科 目	看護学基礎研究領域
基礎科目	4 単位以上
専門科目	2 単位以上
研究科目	8 単位

（年次研究計画書の提出）

第 8 条 学生は指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、提出する。

（年次研究指導計画書の作成）

第 9 条 指導教員は各学年次開始当初に学生と面談を行い、当該年度 1 年間の研究予定等について年次研究指導計画書を作成し、学生に明示する。

（年次研究結果報告書の提出）

第 10 条 学生は指導教員の指導のもと年次研究結果報告書を作成し、提出する。

（年次研究指導報告書の作成）

第 11 条 指導教員は年度末までに学生と面談を行い、当該年度 1 年間の研究指導等について年次研究指導報告書を作成する。

(学位論文審査及び最終試験)

第12条 審査を受ける学生は、学位論文又は課題研究報告書及び審査申請書を提出する。

② 学位論文審査及び最終試験については、兵庫医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めによる。

(在学期間延長学生)

第13条 博士後期課程において、3年の標準修業年限を在学し、修了に必要な所定の単位を修得したが、学位申請ができなかった場合は、在学期間延長学生として取り扱うことを学長が決定する。

② 前項の在学延長期間は、大学院学則第8条第2項の在学年限を超えることはできない。

(在学期間延長学生の学費)

第14条 前条第1項の在学期間延長学生の学費は、授業料 80,000 円（年額）、教育充実費 40,000 円（年額）とする。ただし、学期の途中で修了した場合は、修了した日の属する期分の学費は返還しない。

(その他)

第15条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し、必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

兵庫医科大学大学院長期履修規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条第5項の規定に基づき、薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科における長期履修に関し必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 長期履修生として申請できる者は、本条第3項に定める研究科が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）で次に該当する者とする。

- 1 大学院学則第8条第項から第3項までに定める標準修業年限内での修学が困難な者
 - 2 正規雇用・非正規雇用にかかわらず、恒常的に勤務している者又は勤務する予定である者
- ② 申請資格のない者は、次のとおりとする。
- 1 入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由により一定期間履修することができない者
 - 2 外国人留学生
- ③ 長期履修生を受け入れる本学大学院の研究科は、次の各号に定める研究科の修士課程及び博士前期課程、博士課程及び博士後期課程とする。
- 1 薬学研究科
 - 2 看護学研究科
 - 3 リハビリテーション科学研究科

（長期履修期間及び在学年限）

第3条 長期履修生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、次に掲げるとおりとする。

- 1 看護学研究科の博士前期課程及びリハビリテーション科学研究科の修士課程は4年以内
 - 2 看護学研究科及びリハビリテーション科学研究科の博士後期課程は6年以内
 - 3 薬学研究科の博士課程は8年以内
- ② 在学年限は、前項第1号においては4年、第2号においては6年、第3号においては8年を超えることはできない。

（申請手続）

第4条 長期履修を希望する入学予定者は、入学年度の入学試験出願時に、長期履修申請書を提出し学長に願い出なければならない。

（長期履修許可）

第5条 前条の申請については、当該研究科の研究科教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

② 長期履修を許可した場合は、長期履修許可書により通知する。

(入学手続き)

第6条 大学院学則第31条の選考に合格し、前条に基づき長期履修生として認められた者は、指定する期日までに、入学金、授業料・教育充実費（長期履修に応じた金額）を納入するとともに、誓約書その他本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第7条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(授業料等)

第8条 長期履修生の授業料及び教育充実費は、大学院学則第45条に定める授業料等の総額を、長期履修生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。ただし、第10条に基づき長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料及び教育充実費を再計算する。

② 分割して納入する額は、別表1のとおりとする。

(履修計画)

第9条 長期履修生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

(長期履修期間変更)

第10条 長期履修生が、許可された長期履修期間の短縮を希望する場合は、修了を希望する前年度の1月末までに、長期履修期間変更申請書に必要書類を添えて、学長に願出なければならない。ただし、長期履修期間の変更は、標準修業年限より短縮することはできない。

② 前項の申請については、当該研究科の研究科教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

③ 第1項に定める長期履修期間の変更は、半年単位で、課程在学中1回限りとする。

④ 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修許可の取消し)

第11条 長期履修生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、学生の本分に反する行為を行ったとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、学長は、当該研究科の研究科教授会の意見を聴いて、長期履修の許可を取り消すことができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

①この改正は、2025年4月1日から施行する。

②2022年度に兵庫医療大学大学院 薬学研究科から本学大学院 薬学研究科へ転入した長期履修生については、別表2を適用する。

別表1 長期履修生授業料等一覧

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科】

博士前期課程・修士課程

			初年度学費（入学金含む）		2年次以降学費 （年額）
			1年前期	1年後期	
標準 修業 年限	2年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	200,000円	200,000円	400,000円
		教育充実費	50,000円	50,000円	100,000円
長期 履修	3年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	133,300円	133,340円	266,680円
		教育充実費	33,300円	33,340円	66,680円
	4年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	100,000円	100,000円	200,000円
		教育充実費	25,000円	25,000円	50,000円

博士後期課程

			初年度学費（入学金含む）		2年次以降学費 （年額）
			1年前期	1年後期	
標準 修業 年限	3年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	250,000円	250,000円	500,000円
		教育充実費	50,000円	50,000円	100,000円
長期 履修	4年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	187,500円	187,500円	375,000円
		教育充実費	37,500円	37,500円	75,000円
	5年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	150,000円	150,000円	300,000円
		教育充実費	30,000円	30,000円	60,000円
	6年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	125,000円	125,000円	250,000円
		教育充実費	25,000円	25,000円	50,000円

【薬学研究科】

博士課程

			初年度学費（入学金含む）		2年次以降学費 （年額）
			1年前期	1年後期	
標準 修業 年限	4年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	200,000円	200,000円	400,000円
		教育充実費	50,000円	50,000円	100,000円
長期 履修	5年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	160,000円	160,000円	320,000円
		教育充実費	40,000円	40,000円	80,000円
	6年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	133,260円	133,340円	266,680円
		教育充実費	33,260円	33,340円	66,680円
	7年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	114,230円	114,290円	228,580円
		教育充実費	28,460円	28,580円	57,160円
	8年	入学金	100,000円	—	—
		授業料	100,000円	100,000円	200,000円
		教育充実費	25,000円	25,000円	50,000円

※長期履修生授業料等（半期）の計算式は、『(授業料及び教育充実費年額×標準修業年限÷長期履修許可期間)÷2』とする。ただし、10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、授業料等の総額との余剰分に関しては1年前期分で調整する。

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

別表2 長期履修生授業料等一覧（転入学生用）

【薬学研究科】

博士課程

			初年度学費（入学金含む）		2年次以降学費 （年額）
			1年前期	1年後期	
標準 修業 年限	4年	入学金	200,000円	—	—
		授業料	200,000円	200,000円	400,000円
		教育充実費	100,000円	100,000円	200,000円
長期 履修	5年	入学金	200,000円	—	—
		授業料	160,000円	160,000円	320,000円
		教育充実費	80,000円	80,000円	160,000円
	6年	入学金	200,000円	—	—
		授業料	133,260円	133,340円	266,680円
		教育充実費	66,630円	66,670円	133,340円
	7年	入学金	200,000円	—	—
		授業料	114,230円	114,290円	228,580円
		教育充実費	57,050円	57,150円	114,300円
	8年	入学金	200,000円	—	—
		授業料	100,000円	100,000円	200,000円
		教育充実費	50,000円	50,000円	100,000円

※長期履修生授業料等（半期）の計算式は、『(授業料及び教育充実費年額×標準修業年限 ÷長期履修許可期間) ÷2』とする。ただし、10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、授業料等の総額との余剰分に関しては1年前期分で調整する。

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学大学院看護学研究科研究指導に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、兵庫医科大学大学院学位規程に基づき、看護学研究科（以下「本研究科」という。）の研究指導に関し必要な事項を定める。

(博士前期課程の研究指導時における主指導教員および副指導教員)

第2条 主指導教員は、学生の研究指導の責任者として、学生ごとに定める。

- ② 主指導教員・副指導教員の担当教員資格は、研究指導教員あるいは研究指導補助教員とする。
- ③ 主指導教員は、学生が専攻する分野の教員、副指導教員も原則として分野の教員とする。
また、主指導教員が研究指導補助教員の場合、副指導教員は研究指導教員とし、本研究科教授会の議を経て看護学研究科長が定めるものとする。
- ④ 学位論文の学生の指導は、主指導教員と副指導教員の2名体制で行う。但し、課題研究報告書は主指導教員1名体制で行う。また、課題研究報告書においては、テーマに応じて副指導教員として他分野・領域の教員からの専門的な研究指導を受けることを妨げない。
- ⑤ 中間報告後に各学生の副指導教員を決定し、研究指導體制を整え公表する。
- ⑥ 主指導教員・副指導教員を変更する必要がある場合は、研究テーマを考慮し、本研究科教授会の議を経て看護学研究科長が定めるものとする。

(博士後期課程の研究指導時における主指導教員および副指導教員)

第3条 主指導教員は学生の研究指導の責任者として、学生ごとに定める。

- ② 主指導教員・副指導教員の担当教員資格は研究指導教員あるいは研究指導補助教員とする。
- ③ 主指導教員は学生が受験時に希望した研究指導教員、副指導教員は原則として希望する研究テーマや研究方法の専門で補佐として指導できる研究指導補助教員とする。
- ④ 学位論文の学生の指導は、主指導教員と副指導教員の2名体制で行う。
- ⑤ 副指導教員は入学年度の5月の本研究科教授会で決定し、研究指導體制を整え公表する。
- ⑥ 主指導教員・副指導教員を変更する必要がある場合は、研究テーマを考慮し、本研究科教授会の議を経て看護学研究科長が定めるものとする。

(事務)

第4条 この申し合わせに関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第5条 この申し合わせの改廃は、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この申し合わせは、2024年4月1日から施行する。

ただし、第3条に関しては、2025年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

兵庫医科大学大学院看護学研究科早期修了に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、看護学研究科（以下「本研究科」という。）の早期修了に関して必要な事項を定める。

（博士前期課程の早期修了要件）

第2条 早期修了を希望する博士前期課程の大学院生は、次に挙げる第1号から第5号の要件を満たしていなければならない。

- 1 博士前期課程に1年以上在学し、研究科共通科目、看護学共通科目、「特別研究」以外の看護学専門科目の単位を修得していること。
 - 2 学位論文審査の申請時に、研究指導教員が作成した所定の「早期修了推薦書」を提出すること。
 - 3 「特別研究」において研究指導を受け、兵庫医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定める学位論文が提出できること。
 - 4 学位論文の一部又は全部が査読のある学術雑誌等に掲載又は掲載予定であること。
 - 5 長期履修生ではないこと。
- ② 提出した論文が大学院学則に基づく学位論文として認められた場合に限り、「特別研究」は履修期間途中であっても、履修を修了したものとみなす。

（博士後期課程の早期修了要件）

第3条 早期修了を希望する博士後期課程の大学院生は、次に挙げる第1号から第6号の要件を満たしていなければならない。

- 1 博士後期課程に2年以上在学し、「特別研究Ⅲ」以外の科目の単位を修得していること。
- 2 学位論文審査の申請時に、研究指導教員が作成した所定の「早期修了推薦書」を提出すること。
- 3 学位論文に関連する論文を、2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に1編以上筆頭著者として掲載または受理されていること。
- 4 副論文として、2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に1編以上筆頭著者として掲載または受理されていること。
- 5 第3号、第4号の論文は、在学期間中に投稿されたものであること。ただし、副論文は学位取得に足る基礎的な研究力と学識の確認のため提出を課するものであるため、副論文については在学中、若しくは学位論文審査の申請時から遡って5年前までに掲載または受理されたもので良いこととする。

6 長期履修生ではないこと。

- ② 提出した論文が大学院学則に基づく学位論文として認められた場合に限り、「特別研究Ⅲ」は履修期間途中であっても、履修を修了したものとみなす。

(学位論文審査)

第4条 早期修了を希望する大学院生にあっても、学位規程に基づく所定の手続きを経なければならない。ただし、手続きに係る「審査期間」、「最終試験」については、別途、本研究科教授会で検討する。

(事務)

第5条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

(その他)

第7条 早期修了を希望する大学院生については、この規程に定めるもののほか、必要事項は大学院学則及び諸規則を準用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

兵庫医科大学大学院看護学研究科学位論文審査基準

(趣旨)

第1条 兵庫医科大学大学院学位規程に基づき、看護学研究科（以下「本研究科」という。）学位論文審査基準について定める。

(博士前期課程の学位論文審査基準)

第2条 博士前期課程における学位論文審査基準を次のとおり定め、審査は総合的に判断して行う。

1. 学位論文

- 1) 看護学の研究として意義があり、課題が適切である
- 2) 十分な文献検討が行われている
- 3) 研究目的が明確である
- 4) 研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている
- 5) データを収集し適切に分析している
- 6) 研究目的にかなった結果を得られている
- 7) 適切な文献を用いて考察を深めている
- 8) 一貫性・論理性のある論文である
- 9) 論文としての形式が整っている
- 10) 倫理的事項が遵守されている

2. 課題研究報告書

- 1) 看護学実践の向上につながる研究課題である
- 2) 十分な文献検討が行われている
- 3) 研究目的が明確である
- 4) 研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている（ケーススタディを含む）
- 5) データを収集し適切に分析している
- 6) 研究目的にかなった結果を得られている
- 7) 適切な文献を用いて考察を深めている
- 8) 一貫性・論理性のある論文である
- 9) 論文としての形式が整っている
- 10) 倫理的事項が遵守されている

(博士後期課程の学位論文審査基準)

第3条 博士後期課程における学位論文審査基準を次のとおり定め、審査は総合的に判断して行う。

- 1) 看護学分野の博士論文として学術的価値や社会的意義を有している
- 2) 看護学研究として研究成果が、独創性や新規性などの観点で優れている
- 3) 看護学における高度な専門性と深い学識に裏付けられた議論がなされている

- 4) 得られた研究データや解析結果を正しく評価し、結論に至るまで一貫性・論理性が保たれている
- 5) 研究倫理について十分に理解し遵守している
- 6) 研究の限界や今後の発展について明確な展望が述べられている
- 7) 主論文は、2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に1編以上筆頭著者として掲載又は受理された論文（学位論文に関連するものに限る。）であること
- 8) 副論文は、研究者としての在学中、若しくは学位申請時から遡って5年前までに2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に筆頭著者として掲載又は受理された1編の論文であること

(学位論文審査基準の公表)

第4条 学位論文審査基準は本研究科大学院生に周知するとともに、インターネットにより公表する。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、本研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この基準は、2024年4月1日から施行する。

ただし、第3条に関しては、2025年4月1日から施行する

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

看護学研究科 修士課程（博士前期課程）科目と博士後期科目の関連



